

令和 4 年 度

障がい福祉のしおり

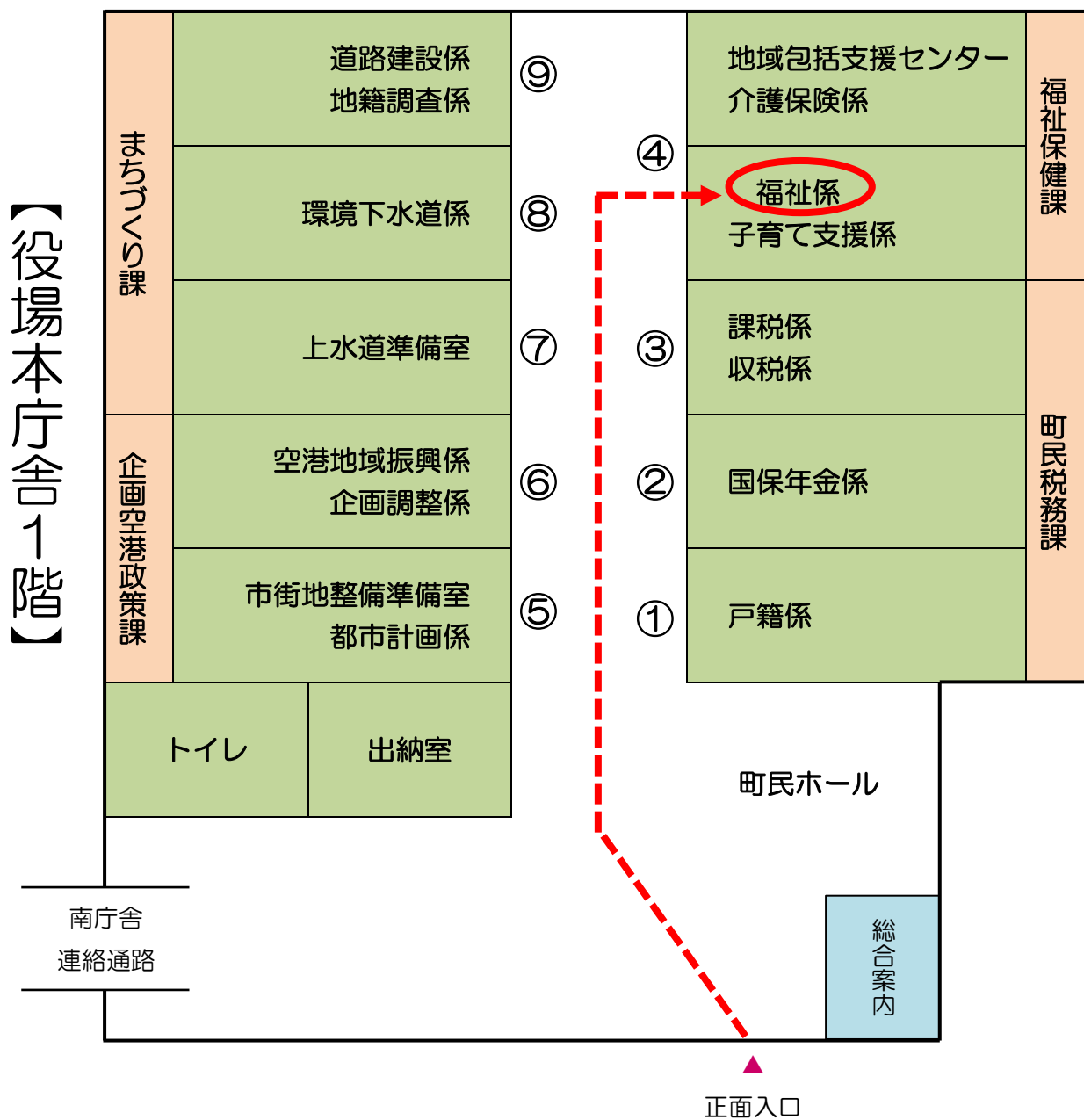


し
ほ
こ
く
ん



芝山町 福祉保健課

福祉保健課・福祉係は、役場本庁舎の【1階④番窓口】です



直通電話：0479-77-3914（平日 8：30～17：15）

代表電話：0479-77-3901（夜間・土日祝日は警備員等が対応します。）

FAX 番号：0479-77-0871

はじめに

～障がいや難病等をお持ちの方とご家族の皆さまへ～

このしおりは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方や難病等をお持ちの方とご家族が、利用できる手当・医療・サービス等（以下「サービス等」とします。）の概要をまとめたものです。

障がいに関するサービス等は、多岐に渡り、それぞれ対象とする障がいの範囲等が異なることから、ご自身がどのサービス等を受けることが出来るのか分かりづらいことがあります。本しおりをご活用いただき、適切なサービス等利用に少しでもお役立ていただければ幸いです。

また、本しおりでご案内するサービス等には、町役場が窓口となってお手続きが出来るものと、町役場以外の機関等でお手続きを行っていただくものがあります。さらに、制度によっては、本しおりだけで十分なお説明が難しいものもあります。

なお、手帳の内容や障がいの状態によってサービス等が受けられない場合がありますので、詳細については、予め担当窓口にお問い合わせください。

（本冊子は特に表記のない限り、令和3年8月1日現在の情報を基に作成しています。）

【「障がい」の表記について】

法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障**が**い者」や「身体障**害**者手帳」など、「がい」の表記については漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」は、「障害者総合支援法」と表記しております。



＜障がい別該当制度一覧表（主要制度抜粋）＞ ○：おおむね該当 ▲：一部該当

※詳しくは、本文をご覧ください。

障がいの 区分・等級		制度	手当				年金			税金			
			特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	在宅重度知的・身体障害者福祉手当	障害基礎年金	障害厚生年金	心身障害者扶養年金	所得税・住民税の障害者控除	相続税・贈与税の障害者控除	自動車税（種別割・環境性能割）の減免	軽自動車税（種別割）の減免
視覚障がい	1 級		○	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	2 級		○	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	3 級		○				▲	▲	▲	○	○	○	○
	4 級		▲				▲	▲		○	○	▲	▲
	5 級						▲	▲		○	○		
	6 級						▲	▲		○	○		
聴覚又は平衡機能障がい	2 級		○	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	3 級		○				▲	▲	▲	○	○	○	○
	4 級		▲				▲	▲		○	○		
	5 級						▲	▲		○	○		
	6 級						▲	▲		○	○		
音声・言語等障がい	3 級		○				▲	▲	▲	○	○	▲	▲
	4 級		▲				▲	▲		○	○		
肢体不自由（上肢・下肢・体幹移動）	1 級		○	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	2 級		○	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	3 級		○				▲	▲	▲	○	○	▲	▲
	4 級		▲				▲	▲		○	○	▲	▲
	5 級						▲	▲		○	○	▲	▲
	6 級						▲	▲		○	○	▲	▲
内部機能障がい	1 級		▲	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○
	2 級		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○
	3 級		▲				▲	▲	▲	○	○	○	○
	4 級		▲				▲	▲		○	○	▲	▲
知的障がい	㊤		○	○	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○
	㊤-1		○	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○
	㊤-2		○	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○
	A-1		○			○	○	○	▲	○	○	○	○
	A-2		○			○	○	○	▲	○	○	▲	▲
	B-1		▲				▲	▲	▲	○	○		
	B-2		▲				▲	▲	▲	○	○		
精神障がい	1 級		▲	▲			○	○	▲	○	○	○	○
	2 級		▲	▲			▲	▲	▲	○	○		
	3 級						▲	▲		○	○		
難病患者等													
掲載ページ			25	27	28	30	32	33	34	36	37	39	39

障がいの 区分・等級		制度	割引・手数料免除等								医療				
			有料道路通行料割引	NHK放送受信料減免	旅客鉄道運賃割引	バス運賃割引	タクシー運賃割引	航空運賃割引	携帯電話基本料割引	福祉タクシー事業	自動車燃料費助成	更生医療	育成医療	精神通院医療	重度心身障害者医療費助成
視覚障がい	1 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	2 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	3 級	○	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	4 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	5 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	6 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
聴覚 又は 平衡機能障がい	2 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	3 級	○	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	4 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	5 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	6 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
音声・言語等障がい	3 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	4 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
肢体不自由 （上肢 下肢 体幹 移動）	1 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	2 級	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	3 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	4 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	5 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	6 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
内部機能障がい	1 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	2 級	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲		▲
	3 級	○	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
	4 級	▲	▲	○	○	○	○	○				▲	▲		
知的障がい	㊤	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○				▲
	㊤-1	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○				▲
	㊤-2	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○				▲
	A-1	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○				▲
	A-2	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○				▲
	B-1		▲	○	○	○	○	○							
	B-2		▲	○	○	○	○	○							
精神障がい	1 級		▲	○	▲		▲	○	○	○				○	▲
	2 級		▲	○	▲		▲	○						○	
	3 級		▲	○	▲		▲	○						○	
難病患者等															
掲載ページ		41	43	44	44	45	45	46	48	49	58	60	62	64	

障がいの 区分・等級		補装具等			障害福祉サービス等		地域生活支援事業等							
		補装具	日常生活用具	身体障害者補助犬	障害福祉サービス	障害児通所支援 障害児入所支援	相談支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具給付事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業 及び同機能強化事業	訪問入浴サービス事業	更生訓練費給付事業	知的障害者職親委託 制度事業
視覚 障がい	1 級	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	2 級	○	○		▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	3 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	4 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	5 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	6 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
聴覚 又は 平衡機能 障がい	2 級	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	3 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	4 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	5 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	6 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
音声・言語等 障がい	3 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	4 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
肢体不自由 （上肢 下肢 体幹 移動）	1 級	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	2 級	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	3 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	4 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	5 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	6 級	○			▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
内部機能 障がい	1 級	▲	○		▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	2 級	▲	○		▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	
	3 級	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
知的 障がい	㊤		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	㊤-1		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	㊤-2		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	A-1		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	A-2		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	B-1				▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲
	B-2				▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲
精神 障がい	1 級		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	2 級				▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
	3 級				▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
難病患者等		▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
掲載ページ		70	71	74	75	78	89	90	91	91	92	93	94	95

障がいの 区分・等級		制 度	地域生活支援事業等				
			日中 一時 支援	自動車運転免許 取得費助成事業	自動車改造費 助成事業	成年後見制度利用 支援事業	グループホーム等 入居者家賃助成金
視覚 障がい	1 級	▲	▲		▲	▲	
	2 級	▲	▲		▲	▲	
	3 級	▲	▲		▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	
	5 級	▲			▲	▲	
	6 級	▲			▲	▲	
聴覚 又は 平衡機能 障がい	2 級	▲	▲		▲	▲	
	3 級	▲	▲		▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	
	5 級	▲			▲	▲	
	6 級	▲			▲	▲	
音声・言語等 障がい	3 級	▲	▲		▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	
肢体不自由 （上肢 下肢 体幹 移動）	1 級	▲	▲	▲	▲	▲	
	2 級	▲	▲	▲	▲	▲	
	3 級	▲	▲		▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	
	5 級	▲			▲	▲	
	6 級	▲			▲	▲	
内部機能 障がい	1 級	▲	▲		▲	▲	
	2 級	▲	▲		▲	▲	
	3 級	▲	▲		▲	▲	
	4 級	▲	▲		▲	▲	
知的 障がい	㊤	▲	▲		▲	▲	
	㊤-1	▲	▲		▲	▲	
	㊤-2	▲	▲		▲	▲	
	A-1	▲	▲		▲	▲	
	A-2	▲	▲		▲	▲	
	B-1	▲	▲		▲	▲	
	B-2	▲	▲		▲	▲	
精神 障がい	1 級	▲			▲	▲	
	2 級	▲			▲	▲	
	3 級	▲			▲	▲	
難病患者等	／	▲			▲	▲	
掲載ページ	／	96	97	98	99	100	



目 次

1. 相談窓口	8
2. 障害者手帳について	14
3. 各種手当について	25
4. 各種年金について	32
5. 税金の控除及び減免について	36
6. 各種割引・手数料免除等について	41
7. 各種医療について	58
8. 補装具・日常生活用具等について	70
9. 障害福祉サービス等について	75
10. 地域生活支援事業等について	89
11. その他のサービス等について	102
12. 選挙について	109
13. 貸付について	111
14. 就労相談等について	112
15. 権利擁護について	114
16. 防災について	116
17. 生活訓練等について	118
18. 障がい関連団体について	120

1. 相談窓口

(1) 町の窓口

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
福祉保健課・福祉係	0479-77-3914	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
障がい関連施策全般に関するお問い合わせ			
福祉保健課・介護保険係	0479-77-3925	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
介護保険サービスに関するお問い合わせ			
福祉保健課・子育て支援係	0479-77-3914	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
こども医療費助成等に関するお問い合わせ			
福祉保健課 地域包括支援センター	0479-77-3925	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
緊急通報装置の貸与に関するお問い合わせ			
町民税務課・国保年金係	0479-77-3912	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
障害年金・後期高齢者医療保険・特定疾病療養受療証等に関するお問い合わせ			
町民税務課・戸籍係	0479-77-3911	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
印鑑登録証明書、住民票の写し等の交付手数料免除に関するお問い合わせ			
町民税務課・課税係	0479-77-3915	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
税金の控除及び減免に関するお問い合わせ			
町民税務課・収税係	0479-77-3916	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
税金の納付に関するお問い合わせ			
総務課・行政係	0479-77-3901	0479-77-1954	〒289-1692 芝山町小池 992
選挙【郵便等による不在者投票等】に関するお問い合わせ			
総務課・自治振興係	0479-77-3903	0479-77-3957	〒289-1692 芝山町小池 992
芝山町情報メールに関するお問い合わせ			
企画空港政策課・企画調整係	0479-77-3926	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
県営住宅入居に係る申込書類に関するお問い合わせ			

(2)県の窓口

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
中央障害者相談センター	043-291-6872	043-291-8488	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2
18 歳以上の身体障がい者・知的障がい者の更生援護を図り、各種相談や医学的判定を実施			
東上総児童相談所	0475-27-1733	0475-27-1735	〒297-0029 茂原市高師 3007-6
児童（18 歳未満の障がい児含む）に関するあらゆる問題について、相談・助言、必要な指導を実施			
精神保健福祉センター	043-263-3891	043-265-3963	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2
	心の相談専用番号 043-263-3893		
精神保健及び精神障がい者の福祉の増進を図り、相談、指導を実施			
山武健康福祉センター （山武保健所）	0475-54-0611	0475-52-0274	〒238-0802 東金市東金 907-1
地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、相談、指導を実施			
千葉県庁 健康福祉指導課	043-223-3924	043-222-6294	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
ちば障害者等用駐車区画利用証制度に関するお問い合わせ			

(3) その他の窓口

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
芝山町社会福祉協議会	0479-78-0850	0479-78-0878	〒289-1604 芝山町飯櫃 126-1
低所得者・心身障がい者・高齢者・児童等の社会的弱者の福祉向上に係る各種事業を展開			
芝山町手をつなぐ 親の会	0479-77-3914	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
障がいを持った方の保護者の集まり（町役場が事務局を務めています。）			
芝山町身体障害者福祉会	0479-77-3914	0479-77-0871	〒289-1692 芝山町小池 992
身体障がいを持った方及びそのご家族の集まり（町役場が事務局を務めています。）			
千葉県身体障害者 福祉協会	043-245-1746	043-245-1578	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3
身体に障がいのある方からの生活全般にわたる相談に専任の相談員が対応			
千葉聴覚障害者 センター	043-308-6372	043-308-5562	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
相談支援の研修を受け業務経験を積んだ聴覚障がい者が相談支援者を務め、障がいのある方の生活全 般の不安や悩みに対応			
千葉県視覚障害者 福祉協会	043-421-5199	043-421-5179	〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
視覚障がいのある方やそのご家族からの生活上の諸問題に関する相談に対応			
千葉年金事務所	043-242-6320	043-241-0211	〒260-8503 千葉市中央区中央港 1-17-1
障害厚生年金等に関する相談に対応			
東金税務署	0475-52-3121		〒283-8585 東金市東新宿 1-1-12
所得税・相続税の障害者控除、贈与税の非課税等に関する相談に対応			
東金県税事務所	0475-54-0223	0475-55-3126	〒283-8501 東金市東新宿 17-6
個人事業税の非課税、自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免等に関する相談に対応			
ETC 有料道路割引登録係	045-477-1233		
有料道路における障害者割引制度に関する相談に対応			
NHK ふれあいセンター	0570-077077	045-522-3044	
NHK 放送受信料の免除に関する相談に対応			
JR 東日本 お問い合わせセンター	050-2016-1600		
JR 運賃の割引に関する相談に対応			

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
NTT 東日本ふれあい案内 (無料番号案内)	0120-104174		
視覚や上肢に障がいをお持ちで、電話帳の使用が困難な場合に、無料で電話番号を案内します。			
芝山郵便局 千代田郵便局	0479-77-0996 0479-78-0001		〒289-1624 芝山町小池 1044-1 〒289-1603 芝山町大里 2720-1
郵便料金の減免、青い鳥郵便葉書の無償配布等に関する相談に対応			
山武郡市障がい者基幹相談 支援センター「さんサポ」	0475-86-6474	0475-86-6475	〒283-0066 東金市南上宿 41-8
障がいに関する総合的な相談や、障がい者虐待防止に関する通報・相談に対応			
山武警察署	0475-82-0110		〒289-1321 山武市富田ト 1177-3
駐車禁止除外措置等に関する相談に対応			
山武警察署 芝山交番	0479-77-0142		〒289-1622 芝山町宝馬 232-3
駐車禁止除外措置等に関する相談に対応			
千葉県警察本部 通信指令課	043-201-0110	0120-110-294	〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-9-1
メール 110 番システム、ファクス 110 番に関する相談に対応			
ハローワーク成田	0476-27-8609	0476-27-1532	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2
障がい者に対する雇用相談・職業紹介等を行っています。			
千葉県障害者就業支援 キャリアセンター	043-204-2385	043-246-7911	〒261-0002 千葉市美浜区新港 43
働く意欲を持った障がいのある方、障がいのある方を雇いたいという事業主の方をサポートします。			
障害者就業・ 生活支援センター	0475-71-3111	0475-71-3123	〒299-3211 大網白里市細草 3215-19
就職や職場への定着が難しい障がいを持つ方に、目的・段階に応じた支援をしています。			
千葉県障害者職業センター	043-204-2080	043-204-2083	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3
職業訓練やジョブコーチの派遣などを行っています。			
千葉県立障害者高等 技術専門学校	043-291-7744	043-291-7745	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470
求職中の障がいのある方に、短期（1～3 箇月）の公共職業訓練を提供しています。			
国立職業 リハビリテーションセンター	04-2995-1201	04-2995-1277	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2
障がいにより求職中の方が、復職にあたり必要な訓練などを提供しています。			

名称	電話番号	FAX 番号	所在地
中核地域生活支援センター さんネット	0475-77-7531		〒289-1345 山武市津辺 171-1
障がい者・児童・高齢者にかかる福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスのコーディネート を 24 時間、365 日体制で実施しています。			
千葉県発達障害者支援セン ターCAS（キャス）	043-227-8557		〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 アマノビル5階
発達障がいのある方とそこご家族が必要な支援を受けられることを目指すバックアップ機関です。			
山武郡市広域行政組合 消防本部 指令課	0475-55-0119		〒283-0062 東金市家徳 384-2
Net119 緊急通報システムに関する相談に対応			
千葉県視覚障害者福祉協会	043-421-5199	043-421-5179	〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
中途視覚障がい者自立更生支援事業、同社会生活訓練教室開催事業等の生活訓練を実施しています。			
千葉県視覚障害者福祉協会 パソコン教室	043-421-6910		〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3
視覚障がい者情報支援事業（パソコン教室等）を実施しています。			
千葉聴覚障害者センター	043-308-6372	043-308-5562	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
聴覚障害者日曜教室等の生活訓練を実施しています。			
京葉喉友会	04-7159-2163	04-7159-2163	
音声機能障がい者発声訓練を実施しています。			
日本オストミー協会 千葉県支部	043-309-7571	043-409-7572	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 3F
オストメイト社会適応訓練及び自立支援相談事業等を実施しています。			
千葉いのちの電話	043-227-3900		〒260-0012 千葉市中央区本町 3-1-16 CID ビル内
精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方に 24 時間、365 日相談に応じています。			
山武郡市精神障害者家族会 （のぞみ会）	0475-88-3167		
山武郡市に居住する精神障がい者の家族等の会です。			
千葉県障がい者スポーツ協 会	043-253-6111	043-253-9389	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1
障がいのある方がスポーツの楽しさを体験すること等を目的に、イベント等を実施しています。			

(4)障害者相談員

種別	氏名	連絡先
身体障害者相談員	栗原 裕次	0479-77-2286
知的障害者相談員	荒井 尚美	090-3515-4613
障がいを持った方やそのご家族等からの相談に応じ、助言等をしています。		

2. 障害者手帳について

(1)身体障害者手帳（区分：1級～6級）

身体に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

【視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいがあり、日常生活に支障がある方が対象】

身体障害者手帳の各種申請 ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

ケース	提出書類
初めて手帳を作る場合	●身体障害者手帳交付申請書 ●診断書・意見書（指定医作成 ※1） ○写真2枚（縦4cm × 横3cm）
手帳を紛失、破損した場合	●身体障害者手帳再交付申請書 ○写真1枚（縦4cm × 横3cm） ○身体障害者手帳の写し（破損の場合のみ）
障がいの状態が変わった場合 再認定を受ける場合	●身体障害者手帳再交付申請書 ●診断書・意見書（指定医作成 ※1） ○写真1枚（縦4cm × 横3cm） ○身体障害者手帳の写し
住所、氏名等が変わった場合※2	●身体障害者居住地等変更届 ○身体障害者手帳
障がい者が亡くなった場合や 障がいに該当しなくなった場合 ※2	●身体障害者手帳返還届 ○身体障害者手帳

※1 「指定医」…身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師

※2 届出は、事由発生日から14日間以内に手続きを済ませるようにお願いいたします。

<新規交付手続きの流れ>

- ①かかりつけ医に、現在の状態が手帳取得に該当するかを確認
- ②確認が取れたら、医師（指定医であることを確認）に診断書・意見書の作成を依頼
- ③手帳用の写真を撮影
- ④診断書・意見書、写真が用意出来たら、身体障害者手帳交付申請書と共に町役場へ提出
- ⑤町役場から千葉県へ審査依頼
- ⑥千葉県から町役場へ身体障害者手帳を交付
- ⑦町役場から申請者へ身体障害者手帳を転送

<注意事項>

- ・診断書の有効期限は、診断日から6箇月以内です。
- ・診断書・意見書は、身体障害者福祉法の規定による指定医が作成するものに限られます。指定医については、福祉保健課福祉係までお問合せください。
- ・写真は、1年以内に撮影されたものとなります。

- ご申請いただいてから、身体障害者手帳が交付されるまで 2 箇月以上かかる場合がございます。
診断書等提出書類に不備のあった場合、さらに交付まで時間を要しますので、予めご了承ください。

＜問い合わせ先＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

<障がい名及び等級表（１）> （赤太線より上は旅客運賃割引の第１種、下は第２種）

	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声・言語 そしゃく機能 障がい
		聴覚障がい	平衡機能 障がい	
１級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
２級	①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度（1/4 指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 指標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
３級	①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（２級の２に該当するものを除く） ②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
４級	①視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（３級の２に該当するものを除く） ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	①両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
５級	①視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの ②両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
６級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ②1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

＜障がい名及び等級表（２）＞ （赤太線より上は旅客運賃割引の第１種、下は第２種）

	肢体不自由	
	上肢機能障がい	下肢機能障がい
１級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
２級	①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③１上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの ④１上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの
３級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③１上肢の機能の著しい障がい ④１上肢のすべての指を欠くもの ⑤１上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②１下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの ③１下肢の機能を全廃したもの
４級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③１上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④１上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤１上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて１上肢の４指の機能の著しい障がい	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③１下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの ④１下肢の機能の著しい障がい ⑤１下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥１下肢が健側に比して１０ｃｍ以上又は健側の長さの１０分の１以上短いもの
５級	①両上肢のおや指の機能の著しい障がい ②１上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか１関節の機能の著しい障がい ③１上肢のおや指を欠くもの ④１上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤１上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい ⑥おや指又はひとさし指を含めて１上肢の３指の機能の著しい障がい	①１下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②１下肢の足関節の機能を全廃したもの ③１下肢が健側に比して５ｃｍ以上又は健側の長さの１５分の１以上短いもの
６級	①１上肢のおや指の機能の著しい障がい ②ひとさし指を含めて１上肢の２指を欠くもの ③ひとさし指を含めて１上肢の２指の機能を全廃したもの	①１下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②１下肢の足関節の機能の著しい障がい
７級	①１上肢の機能の軽度の障がい ②１上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか１関節の機能の軽度の障がい ③１上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて１上肢の２指の機能の著しい障がい ⑤１上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥１上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②１下肢の機能の軽度の障がい ③１下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか１関節の機能の軽度の障がい ④１下肢のすべての指を欠くもの ⑤１下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥１下肢が健側に比して３ｃｍ以上又は健側の長さの２０分の１以上短いもの

<障がい名及び等級表（3）> （赤太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種）

	肢体不自由		
	体幹機能障がい	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
		上肢機能障がい	移動機能障がい
1級	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	①体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢の不随意運動・失調等を有するもの

＜障がい名及び等級表（４）＞ （太線より上は旅客運賃割引の第１種、下は第２種）

	内部障がい						
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
１級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより、日常生活活動がほとんど不可能なもの
２級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより、日常生活活動が極度に制限されるもの
３級	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより、日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
４級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

1.同一の等級について、２つの重複する障がいがある場合は、１級上の級となります。

ただし、２つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは、当該等級となります。

2.肢体不自由においては、７級に該当する障がい２以上重複する場合は、６級となります。

3.異なる等級において２以上の重複する障がいのある場合については、障がいの程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができます。

4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第１指骨間関節以上を欠くものをいいます。

5.「指の機能障がい」とは、中手指関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとなります。

6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。

7.下肢の長さは、全腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

(2)療育手帳（区分：最重度【㉔・㉔-1・㉔-2】 重度【A-1・A-2】 中度【B-1】 軽度【B-2】）

知的に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

【知能を中心とする能力の発達が幼少期から遅れていて、学習面のつまずきや対人関係でコミュニケーションが難しいなどの社会生活への適応が困難とを感じる方が対象】

療育手帳の各種申請 ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

ケース	提出書類
初めて手帳を作る場合	（共通） ●療育手帳交付申請書 ○写真 1 枚（縦 4cm × 横 3cm） ○印鑑 （18 歳以上のみ必要） ○通信簿等 ○母子手帳
手帳を紛失、破損した場合	●療育手帳再交付申請書 ○写真 1 枚（縦 4cm × 横 3cm） ○療育手帳の写し（破損の場合のみ） ○印鑑
障がいの状態が変わった場合 再判定を受ける場合	（共通） ●療育手帳手帳再判定申請書 ○写真 1 枚（縦 4cm × 横 3cm） ○療育手帳の写し ○印鑑 （18 歳以上の最初の再判定時のみ必要） ○母子手帳
住所【町内転居】、氏名等が変わった場合	●療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○印鑑
住所が変わった場合【県内・町外転出】 ※千葉市を除く	（転出先の市町村へ） ●療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○印鑑
住所が変わった場合【県外又は千葉市へ転出】	（転出元の市町村へ） ●療育手帳返還届 ○療育手帳 ○印鑑 （転出先の市町村へ） 転出先の市町村の指示により、交付申請
障がい者が亡くなった場合 障がいに該当しなくなった場合	●療育手帳返還届 ○身体障害者手帳 ○印鑑

※届出は、事由発生日から 14 日以内に手続きを済ませるようにお願いいたします。

＜新規交付手続きの流れ＞

- ①手帳用の写真を撮影
- ②写真が用意出来たら、療育手帳交付申請書（その他添付書類）と共に町役場へ提出
- ③町役場から千葉県へ判定依頼
- ④県・判定機関における面談（申請者及びその保護者等）
- ⑤千葉県から町役場へ療育手帳の交付（不交付）通知
- ⑥町役場から申請者へ療育手帳の交付（不交付）通知の転送

	県・判定機関	手帳配布場所
18 歳未満	東上総児童相談所	芝山町福祉保健課
18 歳以上	中央障害者相談センター	

＜注意事項＞

- ・療育手帳の「次の判定年月」に年月の記載がある方は再判定（更新）が必要になります。
更新の時期は、18 歳未満：2 年、18 歳以上：10 年、40 歳以上：更新なし。
※18 歳以上の方で、中央障害者相談センターでの面接が困難な場合、出張相談があります。
出張相談会場（近辺）：藤田病院（匝瑳）、浅井病院（東金）
- ・18 歳以上で新規申請をする方は、面接時に以下の資料が必要になる場合があります。
【母子手帳 ・学校の成績表、成績証明書 ・特別支援学校（学級）の卒業（在籍）証明書等】
- ・18 歳以上で新規申請をする方・再判定（更新）の申請をする方は、申請の際に町職員からの聞き取り調査（約 30 分）にご協力いただきます。
- ・写真は、1 年以内に撮影されたものとなります。
- ・ご申請いただいてから、療育手帳が交付されるまで 2 箇月以上かかる場合がございます。

＜障がい等級表＞ （赤太線より上は旅客運賃割引の第 1 種、下は第 2 種）

障がい等級		障がい程度の基準
最 重 度	㉠	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
	㉠-1	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある者のうち、身辺処理全般において常時の介護を必要とする程度の者
	㉠-2	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者で、㉠-1 以外の者
重 度	A-1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
	A-2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で、視覚障がい、聴覚障がいまたは肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障がい等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
中 度	B-1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
軽 度	B-2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

＜問い合わせ先＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(3)精神障害者保健福祉手帳（区分：１級～３級）

精神に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

【精神疾患を有する方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条の定義による精神障がい者）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象】
手帳の有効期間は２年間です。２年ごとに必要書類を添えて更新手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳の各種申請 ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

ケース	提出書類
初めて手帳を作る場合	●障害者手帳交付申請書 〔 ●診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 又は ○精神障がいを事由に受給の年金証書等※ ○写真１枚（縦４cm × 横３cm） ○個人番号カード（ない場合は通知カードと本人確認ができるもの）
手帳を紛失、破損した場合	●障害者手帳再交付申請書 ○精神障害者保健福祉手帳の写し （破損の場合のみ） ○写真１枚（縦４cm × 横３cm）
手帳を更新する場合	●障害者手帳交付申請書 〔 ●診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 又は ○精神障がいを事由に受給の年金証書等※ ○写真１枚（縦４cm × 横３cm） ○個人番号カード（ない場合は通知カードと本人確認ができるもの）
住所、氏名等が変わった場合	●障害者手帳記載事項変更届 ○精神障害者保健福祉手帳
障がい者が亡くなった場合 障がいに該当しなくなった場合	●障害者手帳返還届 ○精神障害者保健福祉手帳

※年金証書等の写しは、申請書への個人番号の記載と年金事務所等へ障害等級を照会するための同意書の提出をもって省略することができます。

＜新規交付手続きの流れ＞

診断書による申請の場合	精神障がいによる年金を受けている場合
①診断書を医師に記入依頼 初診日から6箇月以上経過している必要があります	①年金証書・年金支払（振込）通知書の写しを準備（個人番号による情報連携を希望される場合は省略可）
②手帳用の写真を撮影 ③写真が用意できたら、必要書類を町役場へ提出 ④町役場から千葉県へ審査依頼 ⑤千葉県から交付についての通知が届きます ⑥町役場から申請者へ手帳を交付	

県・判定機関	手帳配布場所
精神保健福祉センター	芝山町福祉保健課

＜注意事項＞

- ・診断書の有効期限は、診断日から3箇月以内です。
- ・診断書の代わりに障害年金証書の写しを添付して申請することが可能ですが、その場合は、年金の等級と手帳の等級は同じになります。
- ・写真は、1年以内に撮影されたものとなります。
- ・ご申請いただいてから、精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで2箇月以上かかる場合がございます。診断書等提出書類に不備のあった場合、さらに交付まで時間を要しますので、予めご了承ください。

＜障がい等級表＞

障がい等級	障がい等級の基準
1 級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

＜問い合わせ先＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

3. 各種手当について

(1) 特別児童扶養手当【国】

<概要>

精神又は身体に障がいのある20歳未満の障がい児を養育している父母等に支給される手当です。

<対象>

おおむね中度（身体障がい：1級～3級と4級の一部、知的障がい：B-1、精神障がい：身体障がい・知的障がいと同程度の障がいと認められるもの）以上の障がいを有する方

※上記の等級、程度等は参考としてご確認ください。実際にはケースにより異なります。

<支給額（令和4年4月以降）> ※支給額は改定があります。

1級（重度）	52,400 円/月
2級（中度）	34,900 円/月

支給月は、4月（12月～3月分）・8月（4月～7月分）・11月（8月～11月分）です。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●特別児童扶養手当認定請求書 ●特別児童扶養手当認定診断書 ○戸籍謄本又は抄本 ○障害者手帳 ●振込口座申立書 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ●同意書（所得確認用） ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

※認定診断書は、診断書作成日から **2箇月以内**のものに限ります。

※戸籍謄本又は抄本は、発行日から **1箇月以内**のものに限ります。

<所得状況届の提出について>

受給者となられた方は、毎年 **8月12日から9月11日**までの間に、所得状況届を福祉保健課福祉係に提出していただく必要があります。これは生活状況や前年の所得状況等を確認し、支給審査を行うための届出であり、**この届出を出さないと、その年の8月以降の手当が受けられません。**毎年8月上旬頃に案内を送付しますので、必ずお手続きをお願いいたします。

<その他>

- ・所得制限があり、受給者様等の所得が規定の限度額を超える場合は、本手当は支給されません。
- ・児童が、児童福祉施設等に入所した場合等は、手当を受給する資格がなくなります。児童や受給者様の状態に変化のあった場合は、福祉保健課・福祉係にご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(2)障害児福祉手当【国】

<概要>

精神又は身体に障がいのあり、日常生活において常時特別な介護が必要な 20 歳未満の在宅障がい児本人へ支給される手当です。

<対象>

- 重度の障がいがある方
- 身体又は知的・精神に合併障がいのある方 等

<支給額（令和4年4月以降）> ※支給額は改定があります。

障害児福祉手当	14,850 円/月
---------	------------

支給月は、5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）です。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●障害児福祉手当認定申請書 ●障害児福祉手当認定診断書 ●障害児福祉手当所得状況届 ●重要事項同意書 ○障害者手帳 ●振込口座申立書 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	--

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来る場合があります。

※認定診断書は、診断書作成日から **2 箇月以内**のものに限ります。

<所得状況届の提出について>

受給者となられた方は、毎年 **8 月 12 日から 9 月 11 日まで**の間に、所得状況届を福祉保健課福祉係に提出していただく必要があります。これは生活状況や前年の所得状況等を確認し、支給審査を行うための届出であり、**この届出を出さないと、その年の 8 月以降の手当が受けられません**。毎年 8 月上旬頃に案内を送付しますので、必ずお手続きをお願いいたします。

<その他>

- ・所得制限があり、受給者様等の所得が規定の限度額を超える場合は、本手当は支給されません。
- ・児童が、児童福祉施設等に入所した場合等は、手当を受給する資格がなくなります。児童の状況に変化のあった場合は、福祉保健課福祉係にご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(3)特別障害者手当【国】

<概要>

精神又は身体に障がいのあり、日常生活において常時特別な介護が必要な 20 歳以上の在宅障がい者本人へ支給される手当です。

<対象>

- 重度の障がいがある方
- 身体障がいがあり、ほかの障がいがある方
- 重度の障がいがあり、その障がいのため日常生活において常に特別な介護を必要とする方

<支給額（令和4年4月以降）> ※支給額は改定があります。

特別障害者手当	27,300 円/月
---------	------------

支給月は、5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）です。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●特別障害者手当認定申請書 ●特別障害者手当認定診断書 ●特別障害者手当所得状況届 ●重要事項同意書 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○障害者手帳 ●振込口座申立書 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	--

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来る場合があります。

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※認定診断書は、診断書作成日から **2 箇月以内**のものに限ります。

<所得状況届の提出について>

受給者となられた方は、毎年 **8 月 12 日から 9 月 11 日**までの間に、所得状況届を福祉保健課福祉係に提出していただく必要があります。これは生活状況や前年の所得状況等を確認し、支給審査を行うための届出であり、**この届出を出さないと、その年の 8 月以降の手当が受けられません。**毎年 8 月上旬頃に案内を送付しますので、必ずお手続きをお願いいたします。

<その他>

- ・所得制限があり、受給者様等の所得が規定の限度額を超える場合は、本手当は支給されません。
- ・受給者様が、障がい福祉施設等に入所した場合等は、手当を受給する資格がなくなります。ご本人の状態に変化があった場合は、福祉保健課福祉係にご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(4)芝山町在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当【町】

<概要>

在宅で生活する 20 歳以上の重度知的障害者及びねたきり身体障害者の方ご本人若しくはその介護人へ支給される手当です。

<対象>

- 在宅重度知的障害者：満 20 歳以上の在宅者で療育手帳の程度が㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2 と判定される障がい者及び障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された障がい者
- ねたきり身体障害者：居宅において、おおむね 6 箇月以上常になが床し、入浴・食事・排便等日常生活のほとんど人手を要する満 20 歳以上 65 歳未満の障がい者
- 介護人：在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者と同居し、現に日常生活上必要な介護をしている家族の 1 人

<支給額>

在宅重度知的障害者手当 ねたきり身体障害者手当	12,650 円/月
----------------------------	------------

支給月は、4 月（10 月～3 月分）・10 月（4～9 月分）です。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●在宅重度知的障害者福祉手当認定申請書 又は ●ねたきり身体障害者福祉手当認定申請書 ●福祉手当所得状況届 ●同意書（所得確認用） ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1 月～6 月申請：一昨年分 7 月～12 月申請：昨年分 ○障害者手帳 ●振込口座申立書 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<所得状況届の提出について>

受給者となられた方は、毎年 **9 月 30 日** までに、当該年度の所得状況届を福祉保健課福祉係に提出していただく必要があります。これは生活状況や前年の所得状況等を確認し、支給審査を行うための届出であり、この届出を出さないと、その年の 8 月以降の手当が受けられません。毎年 8 月上旬頃に案内を送付しますので、必ずお手続きをお願いいたします。

＜その他＞

- ・所得制限があり、受給者様等の所得が規定の限度額を超える場合は、本手当は支給されません。
- ・受給者様が、障がい福祉施設等に入所した場合等は、手当を受給する資格がなくなります。ご本人の状態に変化のあった場合は、福祉保健課福祉係にご連絡をお願いします。
- ・特別障害者手当を受給されている場合は、本手当は支給されません。

＜問い合わせ先＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

4. 各種年金について

(1) 障害基礎年金

＜対象＞

(パターン①)

20 歳以降に初診日があり、次のすべてに該当している方

- 初診日に国民年金に加入していたこと、または、初診日において 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所があること（老齢基礎年金を繰り上げ受給している方を除く）。
- 障がい認定日において一定の障がいの状態にあること、または、障がい認定日時点では障がい軽かった方が、65 歳に達するまでに障がい重くなり一定の障がいの状態にあること。
- 初診日の前々月までに被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間をあわせて 3 分の 2 以上あること、または、初診日の前々月までの直近 1 年間に未納期間がないこと（初診日に 65 歳未満で、令和 8 年 3 月 31 日までにある場合）。

(パターン②)

20 歳前の年金未加入期間に初診日があり、20 歳に達したとき、または、20 歳に達したあとにおいて一定の障がいの状態にある方

※初診日とは・・・障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

※障がい認定日とは・・・初診日から 1 年 6 箇月を経過した日、または、1 年 6 箇月以内に症状固定した日です。

＜支給額（令和 4 年 4 月以降）＞ ※支給額は改定があります。

1 級	972,250 円+子の加算（※）/年
2 級	777,800 円+子の加算（※）/年

支給月は、年 6 回偶数月で、各 2 箇月分ずつ支給されます。

※年金受給者に生計を維持されている 18 歳未満の子（若しくは障がいのある 20 歳未満の子）がいる場合、下記のとおり加算が算定されます。

2 人まで 1 人につき 223,800 円

3 人目以降 1 人につき 74,600 円

＜手続き内容について＞

町民税務課・国保年金係（☎0479-77-3912）にお問合せください。

＜特別障害給付金＞

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。

詳細は、町民税務課・国保年金係（☎0479-77-3912）までお問合せください。

(2)障害厚生年金

<対象>

原則として次のすべてに該当している方

- 初診日に厚生年金に加入していたこと。
- 障がい認定日において一定の障がいの状態にあること。
- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間があわせて3分の2以上あること、または、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと（初診日に65歳未満で、平成38年3月31日までにある場合）

※初診日とは・・・障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

※障がい認定日とは・・・初診日から1年6箇月を経過した日、または、1年6箇月以内に症状固定した日です。

<内容>

病気やけがによって、日常生活などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。

障害厚生年金	障がいの程度により、1級～3級に分かれ支給されます。 ●1・2級：障害基礎年金に上乗せして支給 ●3級：厚生年金保険が独自に支給
障害手当金	障害厚生年金が支給される障がい程度よりも軽い場合に、一時金として支給されます。

支給月は、年6回偶数月で、各2箇月分ずつ支給されます。

<手続き内容について>

千葉年金事務所（☎043-242-6320）へお問合せください。

(3)心身障害者扶養年金

<概要>

心身に障がいがあるために、将来独立自活することが困難な者を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合、遺された心身障がい者に終身一定額の年金を給付する制度です。

<加入要件>

県内に在住する 65 歳未満（4 月 1 日時点）の方で、次に掲げる障がい者を扶養している方

- ①身体障害者手帳：1 級～3 級
- ②療育手帳：全て
- ③精神障害者保健福祉手帳：1 級・2 級
- ④上記と同程度の障がいがあると認められる方

※加入者（保護者）は、特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方に限られます。

<支給額>

心身障害者扶養年金	20,000 円/月（1 口あたり）
-----------	--------------------

毎月末に支給されます。

※2 口まで加入できます。

<掛金>

加入者の 4 月 1 日現在の年齢により異なり、下表のとおりとなります。

加入時年齢区分	掛金月額（1 口）
35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

<その他>

- ・所得に応じた掛金の減免制度があります。
- ・本制度に基づく給付金（脱会一時金をのぞく。）は、所得税非課税です。

<年金新規加入の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●加入等申込書 ●申込者（被保険者）告知書 ●障害証明書 ○加入者の住民票の写し ○障がい者の住民票の写し ○障害者手帳 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※年金管理者を指定する場合、掛金の減額を申請する場合は、別途書類が必要になります。

<年金受給開始の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意
加入者が死亡し、又は、加入者が重度障がい者と認められたときに、障がい者に年金の受給権が発生します。

提出書類	●年金給付保険金支払請求書 ●死亡・重度障害届出書 ○加入者の死亡診断書等（死亡の場合） - 又は ○加入者の障害診断書（重度障がいの場合） ○加入者が死亡を原因として消除された住民票の写し（死亡の場合） - 又は ○加入者の住民票の写し（重度障がいの場合） ○障がい者の住民票の写し ●振込口座申立書 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○障害者手帳 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

5. 税金の控除及び減免について

(1) 所得税、町・県民税の障害者控除

<概要>

納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族に障がいをお持ちの方がいらっしゃる場合は、課税対象となる所得額から一定の金額の所得控除を受けることができます。

<対象・控除額>

控除区分	対象者	所得控除額	
		所得税	町・県民税
障害者控除	身体障害者手帳：3級～6級 療育手帳：B-1・B-2 精神障害者保健福祉手帳：2級・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳：1級・2級 療育手帳：①・①-1・①-2・A-1・A-2 精神障害者保健福祉手帳：1級	40万円	30万円
同居の特別障害者控除	同一生計配偶者、扶養親族が 同居の特別障害者である場合	75万円	53万円

※所得控除額等は、税制改正により変更となる場合がございます。

<小規模企業共済等掛金控除について>

上記の他、納税者本人が、地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している場合、その掛金全額を所得から控除します。

<町・県民税の非課税について>

障害者で前年中の合計所得金額が135万円以下の方は、町・県民税が非課税となります。

<その他>

- ・手帳が交付された年の翌年の申告から当該控除の対象となります。
- ・障害者手帳の交付をうけていない場合でも、65歳以上の介護認定を受けている方で、市町村長が「知的障害者か身体障害者に準ずる者」として認定をした人に「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書で障害者控除を受けることができます。基準日は、申告の対象となる年の12月31日です。

<問い合わせ先>

(所得税について)

東金税務署(☎0475-52-3121)へお問い合わせください。

(町・県民税について)

町民税務課・課税係(☎0479-77-3915)までお問い合わせください。

(障害者控除対象者認定書について)

福祉保健課・介護保険係(☎0479-77-3925)までお問い合わせください。

(2)相続税の障害者控除

<概要>

85 歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、相続税から一定の金額が控除されます。

<対象・控除額>

控除区分	対象者	控除額
障害者控除	身体障害者手帳：3 級～6 級 療育手帳：B-1・B-2 精神障害者保健福祉手帳：2 級・3 級	10 万円 ×（85 歳－障がい者の年齢）
特別障害者控除	身体障害者手帳：1 級・2 級 療育手帳：A・A-1・A-2・A-1・A-2 精神障害者保健福祉手帳：1 級	20 万円 ×（85 歳－障がい者の年齢）

<問い合わせ先>

東金税務署（☎0475-52-3121）へお問い合わせください。

(3)特定障がい者に対する贈与税の非課税

<概要>

特定障がい者を受益者として、信託会社などと「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合は、信託受益権の価額のうち、一定の金額までは贈与税がかかりません。

<対象・価額>

種別	対象者	贈与税がかからない 信託受益権の範囲
特別障害者	身体障害者手帳：1 級・2 級 療育手帳：A・A-1・A-2・A-1・A-2 精神障害者保健福祉手帳：1 級	6,000 万円まで
特別障害者以外の 特定障がい者	療育手帳：B-1・B-2 精神障害者保健福祉手帳：2 級・3 級	3,000 万円まで

<手続き内容について>

財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて東金税務署（☎0475-52-3121）に提出してください。

(4) 個人事業税の非課税

<概要>

重度の視覚障がい者（両眼の視力喪失、又は、両目の視力が0.06以下）で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む方に関し、個人事業税は課せられません。

<問い合わせ先>

事業所を管轄する県税事務所

（例）東金県税事務所（☎0475-54-0223）へお問い合わせください。

(5)自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）

<概要>

心身障がい者（児）本人、又は心身障がい者（児）と生計を同じくする人等が所有し、もっぱら心身障がい者（児）の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免を行うことができます。尚、この制度の適用は、1人の心身障がい者（児）につき、1台の自動車に限られています。

<対象（自動車・軽自動車共通）>

障がいの区分		障がいの程度		
身体障がい者	視覚障がい	1 級～3 級、4 級の 1		
	聴覚障がい	2 級・3 級		
	平衡機能障がい	3 級		
	音声機能又は言語機能障がい	3 級（喉頭摘出に係るものに限る。）		
	上肢不自由	1 級・2 級		
	下肢不自由	1 級～6 級		
	体幹不自由	1 級～3 級・5 級		
	心臓機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	じん臓機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	呼吸器機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	ぼうこう機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	直腸機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	小腸機能障がい	1 級・3 級・4 級		
	肝臓機能障がい	1 級～4 級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 級～3 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級・2 級	
		移動機能	1 級～6 級	
知的障がい者		①（①-1・①-2）・A-1 A-2 で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害 3 級を所持		
精神障がい者		1 級		

<手続きについて（自動車税・軽自動車税【環境性能割】）>

（障がいを持つ方本人が運転する場合）

東金県税事務所（☎0475-54-0223）へご相談ください。

（障がいを持つ方の生計同一者等が運転する場合）

東金県税事務所でのお手続きの前に、芝山町が交付する「生計同一証明書」又は「常時介護証明書」を取得する必要があります。福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）へご相談ください。
精神障がいのある方については山武健康福祉センター（☎0475-54-0611）へご相談ください。

<手続きについて（軽自動車税【種別割】）>

町民税務課・課税係（☎0479-77-3915）へご相談ください。

(6) マル優・特別マル優制度

<概要>

障害者手帳の交付を受けている方等が利用できる非課税制度です。

<対象>

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④障害年金を受けている方

※その他、母子年金・寡婦年金を受けている方も対象です。

<内容>

名称	内容
マル優	「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の通称 貯蓄（預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用信託、有価証券） の元本 350 万円 までの利子所得で課税される所得税と地方税が非課税になる。
特別マル優	「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」の通称 公債（国際、地方債） の元本 350 万円 までの利子所得で課税される所得税と地方税が非課税になる。

<手続きについて>

マル優・特別マル優を利用して金融機関に預け入れる際に、手帳又は年金証書を提示して確認を受けてください。

<問い合わせ先>

各金融機関へお問い合わせください。

6. 各種割引・手数料免除等について

(1) 有料道路における障がい者割引制度について

<概要>

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がい者（児）の内、特定の要件を満たす方は、事前に登録手続きをすることによって、その通行料金が割引されます。

<対象>

ケース	対象となる方
障がい者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受ける全ての方
障がい者本人以外が運転する場合	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受け「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」に「 第1種 」と記載のある方

※登録できる車両は、1人の障がい者（児）につき1台までです。

※軽トラックやタクシーなどの事業用自動車は登録できません。

<割引率>

5割

<登録申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●有料道路障害者割引申請書 ○登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ○身体障害者手帳又は療育手帳、若しくはその両方 (ETCを利用する場合のみ) ○ETCカード（20歳未満の重度障がい児を除き、障がい者本人名義のもの） ○ETC車載器セットアップ申込書・証明書 (障がい者本人が運転する場合のみ) ○運転免許証 (ローン又は長期リースにより自動車を利用している場合のみ) ○ローン（リース）契約書
------	--

<利用までの流れ（ETC利用有り）>

①申請書類を町・福祉保健課へ提出

②町担当職員が、障害者手帳に割引証明シールを貼付し、ETC利用対象証明書を交付

③ETC利用対象証明書を指定の封筒（②で証明書と併せて配布されたもの）を使って郵送

※郵便代はお客様にてご負担ください。

※自動車の運転が障がい者ご本人の場合は、運転免許証を同封してください。

④有料道路ETC割引登録係から、登録完了の書面通知

⑤登録した車、車載器、ETCカードでETCレーンを通行してください。

※申請～登録完了の書面通知が届くまでの間に有料道路を利用される場合は、一般レーンを通行いただき、料金所係員に障害者手帳に貼付された割引証明シールを呈示してください。

<利用までの流れ（ETC 利用無し）>

- ①申請書類を町・福祉保健課へ提出
- ②町担当職員が、障害者手帳に割引証明シールを貼付
- ③有料道路の料金所で係員に障害者手帳に貼付された割引証明シールを呈示

<割引有効期限について>

有効期間は申請種別により異なり、下表のとおりです。

申請種別	割引有効期限
新規	申請日から起算して 2回目 の誕生日まで
変更	申請日から起算して 2回目 の誕生日まで
更新	申請日から起算して 3回目 の誕生日まで

※誕生日は、障がい者（児）ご本人のものです。

※身体障害者手帳、又は、療育手帳（若しくはその両方）に有効期限が設定されていて、且つ、その有効期限が上記に規定された割引有効期限より短い場合については、手帳の有効期限が割引有効期限として設定されます。

※更新の申請は、割引有効期限の2箇月前から前日まで可能です。割引有効期限当日か、それ以降のご申請につきましては、「新規」として取扱います。継続して本割引の適用をご希望の場合は、必ず更新の申請をしてください。

<問い合わせ先>

ETC 有料道路割引登録係（☎045-477-1233）へお問い合わせください。

（受付時間：平日 9：00～17：00）

(2)NHK 放送受信料の免除について

<概要>

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合には手続きを行いことによって NHK 受信料が免除（全額又は半額）となります。

※年に一度対象要件（所得状況等）を確認しますので、免除対象外となることがあります。

<対象>

免除区分	要件
全額	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } } } いずれかをお持ちの方がいる世帯で、 世帯構成員全員が市町村民税非課税
半額	身体障害者手帳（視覚又は聴覚障害） 身体障害者手帳（1 級又は 2 級） 療育手帳（最重度又は重度） 精神障害者保健福祉手帳（1 級） } } } } いずれかをお持ちの方で、 ご本人が世帯主で受信契約者

<免除申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●放送受信料免除申請書 ○障害者手帳 ○印鑑
------	-------------------------------------

<免除までの流れ>

- ①申請書類を町・福祉保健課へ提出
- ②町担当職員が、放送受信料免除申請書に芝山町長の証明印を押印し、返却
- ③放送受信料免除申請書を指定の封筒（②で申請書の返却と併せて配布されたもの）を使って郵送
 ※切手等の貼付は必要ありません。
 ※封筒には、必ず申請者の住所とお名前を記入してください。

<問い合わせ先>

NHK ふれあいセンター（☎0570-077077）

（受付時間：9：00～18：00 土・日・祝日も対応）

(3) JR（旅客鉄道株式会社）運賃の割引

<概要>

JR の乗車券を購入する場合には、身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券販売窓口に提示して購入すると、割引が適用されます。

※各私鉄でも適用される場合がありますので、詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

<対象区分表>

区 分	割引乗車券の種類	取扱区間
第1種障害者（児）とその介護者 ※ 本人単独利用の場合は、 第2種障害者と同様の適用	普通乗車券・定期乗車券 回数乗車券・急行券	全 線
第2種障害者（児）単独	普通乗車券	片道100km をこえるもの
12歳未満の障害児とその介護者	定期乗車券	

※ 乗車券購入の際、窓口で手帳を呈示して下さい。

※ 割引率はいずれも**5割**。（注 自動車線の**定期乗車券は3割引**）

※ 私鉄は、各社により適用が異なります。

<問い合わせ先>

JR 東日本お問い合わせセンター（☎050-2016-1600）又は各私鉄の鉄道会社へお問い合わせください。

(4) バス運賃の割引

<概要>

路線バスを利用する場合には、身体障害者手帳又は療育手帳を提示すると運賃が割引されます。

※各バス会社によって取扱いが異なりますので、利用するバス会社にお問い合わせください。

<対象>

対 象	割引の別	割引率
身体障害者手帳所持者	本人のみ	5割
療育手帳所持者	本人と介護者	各5割
精神保健福祉手帳所持者	定期券	3割

支払の際、障害者手帳（写真のあるページ）を呈示することにより、運賃の割引が受けられます。

<その他>

- ・芝山ふれあいバスは、障害者手帳を持つ本人1人の運賃が無料になります。
- ・空港シャトルバスは、障害者手帳を持つ本人1人の運賃が割引（中学生以上は150円（ICの場合は135円）、小学生以下は80円（ICの場合は68円））になります。

(5) タクシー運賃の割引

支払の際、障害者手帳（写真のあるページ）を呈示することにより、運賃の1割が割引されます。
※ただし、タクシー協会加盟業者に限ります。

(6) 航空運賃の割引（国内線のみ）

<概要>

国内線の各航空会社を利用する場合には、各障害者手帳を航空券販売窓口に提示して購入すると、割引されます。

※各航空会社によって取扱いが異なりますので、利用する航空会社にお問い合わせください。

※一部航空会社では割引を実施していないことがあります。

<対象>

区 分	対象	割引率
第1種障害者 （満12歳以上）	本人及び介護者1名	各航空会社または、路線によって異なります。 詳しくは、各航空会社支店営業所及び指定代理 店にお問い合わせ下さい。
第2種障害者 （満12歳以上）	本人のみ	

※第1種障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入することとなります。

(7)携帯電話の基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料等の各種料金が割引となる場合があります。

登録が必要ですので、ご希望の場合は、各携帯電話事業者までお問い合わせください。

携帯電話会社	割引制度の名称	携帯電話から	一般電話から
NTT ドコモ	ハーティ割引	151	0120-800-000
ソフトバンクモバイル	ハートフレンド割引	157	0800-919-0157
au	スマイルハート割引	157	0077-7-111

(8)NTT 東日本ふれあい案内（無料番号案内）

<概要>

NTT 東日本では、目や上肢に障がいをお持ちで、電話帳の使用が困難な方に対し、無料で電話番号を案内します。ご利用には事前登録が必要となります。

<対象>

- ①身体障害者手帳（視覚障がい：1 級～6 級、肢体不自由（下肢機能障がいは除く）：1 級・2 級
聴覚障がい：2 級・3 級・4 級・6 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい：3 級、4 級）をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

<問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-104174（平日 9：00～17：00）

(9)郵便料金の減免

<概要>

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物等は無料で送ることができます。また、点字ゆうパックなどが割引になります。

<問い合わせ先>

最寄りの郵便局（芝山郵便局 ☎0479-77-0996
千代田郵便局 ☎0479-78-0001）へお問い合わせください。

(10)青い鳥郵便葉書の無償配布

<概要>

日本郵便株式会社が、重度の身体障がい・知的障がいをお持ちの方で、受付期間内に希望された方に対し「青い鳥郵便葉書」を無償で配布しています。

<「青い鳥郵便葉書」とは>

青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがき20枚を封入したものです。

<対象>

- ①身体障害者手帳1級・2級のいずれかをお持ちの方
- ②療育手帳㉔・㉔-1・㉔-2・A-1・A-2のいずれかをお持ちの方

<受付期間>

毎年4月～5月ごろ

※3月ごろに無償配布の発表があります。

<問い合わせ先>

最寄りの郵便局（芝山郵便局 ☎0479-77-0996
千代田郵便局 ☎0479-78-0001）へお問い合わせください。

(11)入館料等の割引

施設名	料金	内容	窓口
航空科学博物館	50%割引	障害者手帳をお持ちの方と、その介護者（1人）	〒289-1608 芝山町岩山111-3 ☎0479-78-0557
芝山町立 芝山古墳・はにわ博物館	無料	障害者手帳をお持ちの方と、その介護者（1人）	〒289-1619 芝山町芝山438-1 ☎0479-77-1828

(1 2)芝山町福祉タクシー事業

<概要>

重度心身障がい者（児）が通院や会合等でタクシーを利用する場合には、事前に登録手続きを行うことで、運賃の一部の助成を受けることができます。

<対象>

芝山町内に居住し、下記手帳を所持する方が対象となります。

手帳種別	障がいの程度
身体障害者手帳	1 級・2 級
療育手帳	㍷・㍷-1・㍷-2・A-1・A-2
精神障害者保健福祉手帳	1 級

<助成額>

乗車 1 回につき上限 1,000 円（1 年度中 48 回まで）

※1 月分を 4 回と仮定し、年度途中の登録の場合は、その分年度上限から差引きます。

（例）8 月登録：4 月～7 月の 4 箇月分（16 回）を差し引き、1 年度中 32 回まで

<登録の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町福祉タクシー事業利用登録申請書 ○障害者手帳 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○印鑑
------	---

<利用の流れ>

- ①町・福祉保健課に福祉タクシー事業利用登録申請書を提出
- ②福祉タクシー事業登録認定（却下）通知書を町から送付
- ③タクシーを利用（必ず領収証を保管しておいてください。）
- ④福祉タクシー助成金交付申請書と領収証を町・福祉保健課に提出
- ⑤助成金の交付（申請時に指定された口座に振り込み）

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(13) 芝山町重度障害者自動車燃料費助成事業

<概要>

重度障がい者（児）が通院、会合等のために自動車を利用する場合において、その燃料の購入に要する費用（自動車燃料費）の一部を助成します。

<対象>

芝山町内に居住し、下記手帳を所持する方が対象となります。

また、当該対象者が属する世帯の内、いずれかが道路交通法第84条第2項に規定する第一種運転免許及び自動車を所持している必要があります。

手帳種別	障がいの程度
身体障害者手帳	1 級・2 級
療育手帳	㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2
精神障害者保健福祉手帳	1 級

<助成額>

2,000 円/月（年度上限額 24,000 円）

<登録の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町重度障害者自動車燃料費助成登録申請書 ○障害者手帳 ○運転免許証の写し ○自動車検査証又は標識交付証明書の写し
------	--

<利用の流れ>

- ①町・福祉保健課に助成登録申請書を提出
- ②登録決定通知書を町から送付
- ③燃料を購入（必ず領収証を保管しておいてください。）
- ④町から登録者に請求案内（年度に1回、2月を予定しております。）
- ④助成金請求書と領収証を町・福祉保健課に提出（年度に1回、3月を予定しております。）
- ⑤助成金の交付（申請時に指定された口座に振り込み）

<その他>

- ・施設に入所している方、3 箇月を超えて入院している方、福祉タクシー事業（前ページ参照）に登録している方、移送サービス利用者助成を利用している方等は、要件を満たしている場合においても、この助成事業をご利用いただけません。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(1 4)ちば障害者等用駐車区画利用証制度

<概要>

障がいをお持ちの方や高齢者、妊婦やけが人など、歩行が困難な方が公共施設や商業施設に設置されている「障害者等用駐車区画」に安心して駐車できるよう、特定の要件を満たす対象者に利用証を交付する制度です。

<対象>

区分				交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障がい者	視覚障がい			4 級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障がい			3 級以上		
	平衡機能障がい			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
		移動機能	6 級以上			
内部障がい（免疫機能障害含む）			4 級以上			
知的障がい者		A の 2 以上		療育手帳		
精神障がい者		1 級		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険等の区分が要介護 1 以上		介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠 7 箇月～出産予定日から 1 年の者		母子健康手帳	妊娠 7 箇月～ 出産予定日から 1 年後の月末	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げるすべての書類 ・ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・ 身分証明書	必要と認める期間（原則 1 年以内で、期限日は月末）	

<利用証について（イメージ）>

	
期限なし 対象：障がい者（児）・難病患者・高齢者等	期限付き 対象：妊産婦・けが人等

<利用証発行の手続きについて>

- ：町福祉保健課で様式等取得（千葉県ホームページからもダウンロードできます）
- ：お客様ご自身で用意

提出書類	（共通） ●ちば障害者等用駐車区画利用証 交付申請書 ○<対象>表中の「申請に必要な書類」に記載された書類 （郵送による申請の場合は、写しを提出してください） （郵送による申請の場合のみ） ○140 円切手の貼付された A4 サイズの封筒
-------------	---

<利用の流れ（町役場来庁の場合）>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②その場で利用証を交付

<利用の流れ（郵送による申請の場合）>

- ①申請書類を**千葉県庁**へ郵送

送付先：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班
- ②郵便が千葉県庁に投函後、**2 週間程度**で返送
※申請者が申請書類に同封していただく封筒を使って返送

<詳細>

下記 QR コードから、千葉県ホームページをご確認ください。



<問い合わせ先>

町・福祉保健課（☎0479-77-3914）、若しくは、
千葉県健康福祉指導課（☎043-223-3924）へお問い合わせください。

(15)ヘルプマーク・ヘルプカード

<概要>

ヘルプマーク・ヘルプカードは、障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の人へ支援等を必要としていることを知らせるためのツールです。芝山町や、千葉県山武健康福祉センター窓口などで配布しています。

<種類と性質>

種類	性質
ヘルプカード	カードの裏面に、住所や連絡先、配慮して欲しいことなど必要な情報を記入することができます。カード型のため、財布や定期入れに入れて、携帯すると便利です。
ストラップ型ヘルプマーク	シリコン製のストラップをかばんなどに付けて、周囲の人々の目に着くように携帯します。付属のシールへ配慮して欲しいことを記入しストラップに貼付することもできます。尚、お渡しは一人1個とし、原則町内在住者を対象としております。また、お渡しの際には、アンケート調査にご協力いただくこととなっております。

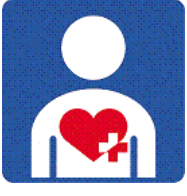
<配布場所>

福祉保健課・福祉係
山武健康福祉センター など

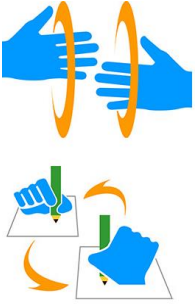
<問い合わせ先>

町・福祉保健課（☎0479-77-3914）、若しくは、
千葉県障害者福祉推進課（☎043-223-2340）へお問い合わせください。

(16) 参考：障がい者に関するマーク

	内 容
	障がい者のための国際シンボルマーク このマークは、障がいのある人が利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。ただし駐車禁止指定除外者の標章ではありません。このマークを貼っていても駐車禁止区域に停めることはできません。 <窓口>財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電 話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	身体障がい者標識（身障者マーク） このマークは、肢体不自由の障がいのある人が運転している自動車であることを示しています。マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、道路交通法の規定で罰せられることになります。 <窓口>交通安全協会 運転免許試験場
	オストメイトマーク このマークはオストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークです。排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているオストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。 <窓口>社団法人日本オストミー協会 電 話 03-5670-7681 FAX 03-5273-1523
	ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークです。 身体内部の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、まだ社会に十分に理解されていません。様々な誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことを声に出せずじっと我慢されている人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため、広く利用を呼びかけています。このマークを着用して内部障がいについて理解・配慮を求めます。このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。 <窓口>内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会 電話・FAX 0867-28-4433

	視覚障がい者の国際マーク 世界盲人連合によれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。 ＜窓口＞日本盲人福祉委員会 電 話 ０３－５２９１－７８８５
	ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。お店の入口などにこのマークを表示しておくなど、補助犬を連れている方を見かけた方へ、ご理解・ご協力を求めています。 ＜窓口＞厚生労働省地域生活支援室 電 話 ０３－５２５３－１１１１
	聴覚障がい者のシンボルマーク（国内マーク） 聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。このマークを提示してご自身が「聞こえない」ことを理解してもらいコミュニケーションの方法に配慮していただくためのものです。 このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。 ＜窓口＞社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電 話 ０３－３２２５－５６００ FAX ０３－３３５４－００４６
	聴覚障がい者標識 このマークは、普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、聴覚障がいのあることを理由に当該免許に条件を付されている場合に表示します。表示しない場合、道路交通法違反になります。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、道路交通法の規定で罰せられることになります。 ＜窓口＞各警察署
	ヘルプマーク このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのものです。 ＜窓口＞福祉保健課・福祉係 電 話 ０４７９－７７－３９１４ FAX ０４７９－７７－０８７１

	障がい者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体へ付与する認証マークです。 ＜窓口＞公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター 電 話 ０５２－２１８－２１５４ FAX ０５２－２１８－２１５５
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖シグナル運動」の普及啓発シンボルマークです。 ＜窓口＞岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 電 話 ０５８－２１４－２１３８ FAX ０５８－２６５－７６１３
	手話マーク・筆談マーク 一般財団法人全日本ろうあ連盟が、ろう者、難聴者、中途失聴者（以下「ろう者等」とします。）にとっての、コミュニケーションバリアの問題を永遠の課題とし、ろう者等が「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことにより、安心して公共施設等を利用できることを目的に策定したものです。 ＜窓口＞一般財団法人 全日本ろうあ連盟 本部事務所 電 話 ０３－３２６８－８８４７ FAX ０３－３２６７－３４４５

(1 7)各種手数料の免除について

<概要>

障がいをお持ちの方が、住民票の写しや税証明等を取得する場合に、その手数料を免除します。

<対象>

- 身体障害者手帳
 - 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
- } をお持ちの方

<免除される手数料一覧>

- ①税務諸証明
 - ②印鑑登録証明書
 - ③住民票の写し・住民票の記載事項に関する証明
- } の交付手数料

<問い合わせ先>

(①について)

町民税務課・課税係（☎0479-77-3915）、収税係（☎0479-77-3916）までお問い合わせください。

(②・③について)

町民税務課・戸籍係（☎0479-77-3911）までお問い合わせください。

7. 各種医療について

(1) 自立支援医療（更生医療）

<概要>

18 歳以上の身体障がい者が、生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるよう、その障がいの除去、又は軽減に必要な医療の給付を行います。

<対象となる障がいと、医療の例>

- ①視覚障がい：角膜移植術、白内障手術など
- ②聴覚障がい：外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
- ③音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい：歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
- ④肢体不自由：人工関節置換術、骨切術、理学療法など
- ⑤心臓機能障がい：ペースメーカー埋込術、人工弁置換術など
- ⑥じん臓機能障がい：人工透析療法、じん臓移植術など
- ⑦小腸機能障がい：中心静脈栄養法、経腸栄養法
- ⑧免疫機能障がい：抗 HIV 療法、免疫調整療法など
- ⑨肝臓機能障がい：肝臓移植など

※医療機関が指定されています。

<自己負担額>

自己負担は原則として、医療の **1 割** となります。

ただ、世帯所得に応じて 1 月あたりの負担上限額が、下表のとおり設定されます。

（所得区分凡例）

「生保」：生活保護受給者世帯

「低 1」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が 80 万円以下

「低 2」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が 80 万円を超える

「中間 1」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 3 万 3 千円未満

「中間 2」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 23 万 5 千円未満

「一定以上」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 23 万 5 千円以上

※世帯の考え方：障がいを持つ方ご本人と同じ医療保険や健康保険等に参加している方全員

生保	低 1	低 2	中間 1	中間 2	一定以上
0 円	2,500 円	5,000 円	更生医療の対象外		
			重度かつ継続の場合		
			5,000 円	10,000 円	20,000 円

※「重度かつ継続」：①心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法のみ）

②じん臓機能障がい ③小腸機能障がい

④肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法のみ） ⑤免疫機能障がい

⑥医療保険の高額療養費で多数該当の方

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●自立支援医療（更生医療）支給認定申請書 ●指定医療機関の自立支援医療要否意見書 ※町が直接医療機関へ依頼します。 ●同意書（所得確認用） ○ご本人及び世帯員全員の健康保険証 ○身体障害者手帳 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○印鑑
-------------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

<利用の流れ>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町から医療機関へ自立支援医療要否意見書の作成依頼
- ③医療機関が自立支援医療要否意見書を作成し、町へ送付
- ④町から千葉県（中央障害者相談センター）に更生医療支給に関する判定依頼
- ⑤千葉県から町に認定（却下）の通知
- ⑥認定の場合は、町から申請者へ受給者証等を交付
- ⑦申請者は医療機関窓口で受給者証を提示し、利用

※ご申請いただいてから、受給者証が交付されるまで2箇月以上かかる場合がございます。自立支援医療要否意見書等提出書類に不備のあった場合、さらに交付まで時間を要しますので、予めご了承ください。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(2) 自立支援医療（育成医療）

<概要>

18歳未満の身体障がい児が、生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるよう、その障がいの除去、又は軽減に必要な医療の給付を行います。

<対象となる疾患>

- ①視覚障がいによるもの
- ②聴覚、平衡機能の障がいによるもの
- ③音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がいによるもの
- ④肢体不自由によるもの
- ⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは、直腸、小腸又は肝臓の機能障がいによるもの
- ⑥先天性の内臓の機能の障がいによるもの（⑤に掲げるものを除く）
- ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

※医療機関が指定されています。

<自己負担額>

自己負担は原則として、医療の **1割** となります。

ただ、世帯所得に応じて1月あたりの負担上限額が、下表のとおり設定されます。

（所得区分凡例）

「生保」：生活保護受給者世帯

「低1」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が80万円以下

「低2」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が80万円を超える

「中間1」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が3万3千円未満

「中間2」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が23万5千円未満

「一定以上」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が23万5千円以上

※世帯の考え方：障がいを持つ方ご本人と同じ医療保険や健康保険等に参加している方全員

生保	低1	低2	中間1	中間2	一定以上
0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	更生医療の 対象外
			5,000円	10,000円	20,000円

※「重度かつ継続」：①心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法のみ）

②じん臓機能障がい ③小腸機能障がい

④肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法のみ） ⑤免疫機能障がい

⑥医療保険の高額療養費で多数該当の方

＜新規認定申請手続きについて＞ ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●自立支援医療（育成医療）支給認定申請書 ●指定医療機関の自立支援医療要否意見書 ※町が直接医療機関へ依頼します。 ●同意書（所得確認用） ○ご本人及び世帯員全員の健康保険証 ○身体障害者手帳 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○印鑑
------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

＜利用の流れ＞

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
 - ②町から医療機関へ自立支援医療要否意見書の作成依頼
 - ③医療機関が自立支援医療要否意見書を作成し、町へ送付
 - ④医療機関から自立支援医療要否意見書が町に提出、町で内容を審査
 - ⑥審査の結果、認定された場合は、町から申請者へ受給者証等を交付
 - ⑦申請者は医療機関窓口で受給者証を提示し、利用
- ※ご申請いただいてから、受給者証が交付されるまで 2 箇月以上かかる場合がございます。自立支援医療要否意見書等提出書類に不備のあった場合、さらに交付まで時間を要しますので、予めご了承ください。

＜問い合わせ先＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(3) 自立支援医療（精神通院）

<概要>

精神疾患をお持ちの方で、通院医療が継続的に必要な方に対し、その医療費の一部を公費で負担します。

<対象>

精神疾患をお持ちで、通院による精神医療を継続的に必要とする方
※医療機関が指定されています。

<自己負担額>

自己負担は原則として、医療の **1 割** となります。

ただ、世帯所得に応じて 1 月あたりの負担上限額が、下表のとおり設定されます。

（所得区分凡例）

「生保」：生活保護受給者世帯

「低 1」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が 80 万円以下

「低 2」：市町村民税非課税世帯で、本人収入が 80 万円を超える

「中間 1」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 3 万 3 千円未満

「中間 2」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 23 万 5 千円未満

「一定以上」：市町村民税課税世帯で、所得割合計額が 23 万 5 千円以上

※世帯の考え方：障がいを持つ方ご本人と同じ医療保険や健康保険等に参加している方全員

生保	低 1	低 2	中間 1	中間 2	一定以上
0 円	2,500 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円	精神通院の 対象外
			5,000 円	10,000 円	20,000 円

重度かつ継続の場合

※「重度かつ継続」：①統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害
薬物関連障害（依存症等）

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

③医療保険の高額療養費で多数該当の方

<給付期間>

申請日より 1 年間（有効期限の 3 箇月前から再認定申請ができます）

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●自立支援医療支給認定申請書（精神通院） ●診断書（精神通院医療用） 精神障害者保健福祉手帳を診断書により同時に申請する場合は、精神通院医療用の診断書は不要です ●同意書（所得確認用） ○ご本人及び世帯員全員の健康保険証 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ●その他必要に応じて求める書類 (お持ちの方のみ) ○精神障害者保健福祉手帳
------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<利用の流れ>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町から千葉県に精神通院医療支給に関する審査依頼
- ③千葉県から町に通知
- ④町から申請者へ受給者証等を交付
- ⑤申請者は医療機関窓口で受給者証を提示し、利用

※ご申請いただいてから、受給者証が交付されるまで 2 箇月以上かかる場合がございます。提出書類に不備のあった場合、さらに交付まで時間を要しますので、予めご了承ください。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(4) 重度心身障害者医療費助成

<概要>

重度心身障がい者（児）に対して、医療費等（保険診療分）の一部を助成します。

<対象>

芝山町内に居住し、下記手帳を所持する方が対象となります。

手帳種別	障がいの程度
身体障害者手帳	1 級・2 級
療育手帳	㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2
精神障害者保健福祉手帳	1 級

※65 歳以上で新たに重度障害となった方は対象外となります。

<自己負担額>

所得区分（世帯）	医療費	調剤費
課税 （所得割合計額：23 万 5 千円未満）	300 円/回	無料
課税 （所得割合計額：23 万 5 千円以上）	助成対象外	助成対象外
非課税	無料	無料

※世帯の考え方：障がいを持つ方ご本人と同じ医療保険や健康保険等に参加している方全員

<所得制限の適用除外について>

前述のとおり、この医療費助成を受けるためには、世帯の市町村民税所得割合計額が 235,000 円未満である必要があります。ただ、これには例外があり、所得割合計額が 235,000 円以上であっても下記のいずれかに当てはまる場合は、特例として助成の対象となります。

①身体障がいをお持ちの方の内、

- 肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法のみ）
- 心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法のみ）
- じん臓機能障がい
- 小腸機能障がい
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

の方

②自立支援医療（精神通院）の支給決定を受けていらっしゃる方の内、

- 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい
- 薬物関連障がい（依存症等）
- 精神医療に一定の経験を有する医師が、集中・継続的な医療を要すると判断した

の方

③医療保険の高額療養費で多数該当（過去 12 箇月間で高額療養費の支給が 4 回以上）の方

＜新規認定申請手続きについて＞ ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●重度心身障害者医療費助成資格認定申請書 ○ご本人及び世帯員全員の申請年度（4月～6月の申請にあっては前々年度）の市町村民税額を確認できる書類 ○ご本人及び世帯員全員の健康保険証 ○障害者手帳 ○振込を希望する金融機関口座の通帳 ○印鑑
------	---

＜助成までの流れ＞

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町での審査の結果、認定された場合は、町から申請者へ受給券等を交付
- ③申請者は医療機関窓口で受給券を提示し、自己負担金のみをお支払い

※受給券が利用できなかった場合（償還払い）

受給券を忘れてしまったり、千葉県外の医療機関を受診した場合など、受給券が利用できなかった場合は、医療費の領収書を重度心身障害者医療費助成給付申請書（福祉保健課で取得）とともに福祉保健課に申請してください。保険診療分のうち、自己負担金を差し引いた額をご指定の口座へ振り込みます。

＜この制度の対象とならない方について＞

下記のいずれかに当てはまる方は、この制度をご利用いただくことはできません。

- ・生活保護を受給している方
- ・他市町村からこの制度に相当する医療費助成を受けることができる方
- ・「芝山町子ども医療費の助成に関する規則（平成 15 年芝山町規則第 1 号）」による医療費助成を受けている方（**こちらの制度を優先してご利用いただきます。**）

＜問い合わせ先＞

（重度心身障害者医療費助成について）

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

（子ども医療費助成について）

福祉保健課・子育て支援係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(5)後期高齢者医療制度

<概要>

65歳から74歳までの一定の障がいがある方で、本人の申請により広域連合が認定した方は、後期高齢者医療保険に加入することができます。

<対象>

- ①身体障害者手帳1級から3級の交付を受けた方
- ②身体障害者手帳4級の交付を受けた方で、次のいずれかに該当された方
 - 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障がい
 - 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
 - 1下肢の機能の著しい障がい
- ③療育手帳Aの1からAの2の交付を受けた方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けた方
- ⑤障害基礎年金1級または2級の国民年金証書をお持ちの方

<問い合わせ先>

町民税務課・国保年金係（☎0479-77-3912）までお問合せください。

(6) 特定疾病療養受療証の交付

<概要>

療養に要する期間が長く、高額な治療を継続して受けなければならない病気の場合は、毎月の自己負担額が 10,000 円（人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者については 20,000 円）までになる制度です。

<対象>

- ①人工透析療法が必要な慢性腎不全
- ②先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

<手続き内容について>

加入している健康保険等の担当窓口にお問い合わせください。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の方	町民税務課・国保年金係
全国健康保険協会健康保険及び船員保険の方	各協会けんぽ
組合健康保険の方	各健康保険組合
共済組合の方	各共済組合

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

<概要>

子どもの慢性疾病のうち、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の診療にかかる医療費の一部を千葉県が負担する制度です。

<問い合わせ先>

山武健康福祉センター 地域保健課（☎0475-54-0611）にお問い合わせください。

(8) 特定疾患治療研究事業

<概要>

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち特定の疾患について医療費の一部を千葉県が負担する制度です。

<対象疾病>

スモン・難治性肝炎のうち劇症肝炎・重症急性膵炎・プリオン病

※平成 27 年 1 月 1 日以降、難治性肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎については、新規申請をすることができません。

<問い合わせ先>

山武健康福祉センター 地域保健課（☎0475-54-0611）へお問い合わせください。

(9)指定難病医療費助成制度

<概要>

指定難病の患者が指定医療機関で医療を受けたとき、その費用について助成を受けることができます。助成を受けるためには事前の申請が必要です。

<対象疾病>

難病のうち国が定めた基準に該当する疾病

厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>)

をご確認ください。

<問い合わせ先>

山武健康福祉センター 地域保健課（☎0475-54-0611）へお問い合わせください。

(10)先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

<概要>

先天性血液凝固因子障害等患者の医療保険の自己負担分を公費で負担します。

<対象>

原則として20歳以上で、対象疾患があり、千葉県内に住所を有している方

※血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の患者の場合は、20歳未満でも対象になります。

<対象疾患>

- ①第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- ②第Ⅱ因子（プロトロビン）欠乏症
- ③第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- ④第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- ⑤第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- ⑥第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- ⑦第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- ⑧第Ⅺ因子（PTA）欠乏症
- ⑨第Ⅻ因子（ハイグマン因子）欠乏症
- ⑩第Ⅷ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- ⑪Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病
- ⑫血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症

<問い合わせ先>

山武健康福祉センター 地域保健課（☎0475-54-0611）へお問い合わせください。

(1 1) 肝炎治療特別促進事業

<概要>

B 型及び C 型肝炎に対する抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）にかかる費用を助成します。

<対象>

対象医療の範囲	• B 型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療 • C 型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療
対象者	①千葉県にお住まいの方（住民登録のある方） で、かつ、 ②対象医療を必要とする方で、保険診療等の際に自己負担がある方

<問い合わせ先>

山武健康福祉センター 地域保健課（☎0475-54-0611）へお問い合わせください。

8. 補装具・日常生活用具等について

(1) 補装具費の購入・修理・借受け（自立支援給付）

<概要>

身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等の方に対し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の一部を支給します。

※ 介護保険制度や医療保険制度、労働災害補償保険制度などにより給付サービスが受けられる方は、そちらの制度が優先されます。

※ この制度は、購入前の事前申請が必要です。購入後の申請は受理できません。

<対象者>

身体障害者手帳の交付を受けた方、難病等の方

<補装具の種類>

支給等できる補装具の種類は、おおむね以下のとおりです。

障がい種別	補装具の種類
視覚障がい	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手※、義足※、装具※、車いす、電動車いす 座位保持装置※、歩行器※、歩行補助つえ
18歳未満のみ	座位保持いす※、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
心臓及び呼吸器機能障がい	車いす、電動車いす
肢体不自由、音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

※ 借受け制度の対象となるもの

<自己負担額>

自己負担は、原則として購入等に要した費用の **1割** となります。

なお、世帯所得に応じて1月あたりの負担上限額が下表のとおり設定されます。

所得区分	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（ 46万円未満 ）	37,200円
市町村民税課税世帯（ 46万円以上 ）	補装具費支給対象外

（世帯の考え方）

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方と、その配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯全員

< 交付申請の手続きについて > ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●補装具費支給申請書 ●補装具費代理受領委任状 ●補装具費支給意見書 ○ご本人等の申請年度（4月～6月の申請にあっては前々年度） の市町村民税額を確認できる書類 ○補装具の見積書 ○身体障害者手帳の写し ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※上記提出書類の一部は、場合により省略できることがあります。

< 利用の流れ（例） >

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町・福祉保健課から千葉県更生相談所（中央障害者相談センター）へ判定依頼
- ③千葉県更生相談所から町・福祉保健課へ判定書が送付
- ④町・福祉保健課から申請者へ補装具費支給決定通知書を交付
- ⑤補装具の購入・修理・借受け

< 問い合わせ >

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(2) 日常生活用具の給付（地域生活支援事業）

< 概要 >

身体障害者手帳等の交付を受けた方や難病等の方のうち、主に在宅の方が、日常生活の利便を図るための用具を給付します。

※ 介護保険制度により給付サービスが受けられる方は、そちらの制度が優先されます。

※ この制度は、購入前の事前申請が必要です。購入後の申請は受理できません。

< 対象 >

身体障がい者（児）：1級・2級（ストマ造設者に限り1級・3級・4級）

知的障がい者（児）：㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2

精神障がい者：1級

難病患者等

＜日常生活用具の種類＞

給付できる日常生活用具の種類は、おおむね以下のとおりです。

区分	日常生活用具の種類
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架 体位変換器、移動用リフト 訓練いす（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、Ｔ字つえ等、移動移乗支援用具 頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機 色めがね、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸入器 酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器 点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器 盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置 人工咽頭、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等） 収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
取付工事費	用具取付工事

＜自己負担額＞

自己負担は、原則として購入等に要した費用の **１割** となります。

なお、世帯所得に応じて１月あたりの負担上限額が下表のとおり設定されます。

所得区分	負担上限月額
生活保護受給世帯	０円
市町村民税非課税	０円
市町村民税課税世帯（ 46万円未満 ）	37,200円
市町村民税課税世帯（ 46万円以上 ）	日常生活用具費支給対象外

（世帯の考え方）

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方と、その配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯全員

< 交付申請の手続きについて > ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●日常生活用具給付等申請書 ○ご本人等の申請年度（４月～６月の申請にあっては前々年度）の市町村民税額を確認できる書類 ○日常生活用具の見積書 ○障害者手帳の写し ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	--

< 利用の流れ（例） >

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町・福祉保健課から申請者へ日常生活用具給付等決定通知書を交付
- ③日常生活用具の購入

< 問い合わせ >

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(3)身体障害者補助犬の給付

<概要>

身体に障がいをお持ちの方の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。

<対象>

次の全ての条件を満たしている必要があります。

- ・千葉県内に 1 年以上居住している。
- ・身体障害者手帳を所持している。

- └ 盲導犬：視覚障がい 1 級
- └ 介助犬：肢体不自由 1 級・2 級
- └ 聴導犬：聴覚障がい 2 級



- ・補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる満 18 歳以上の在宅者である。
- ・就労等社会活動への参加に効果があると認められること。

※ご本人又はご本人が属する世帯の前年分所得税額による給付制限があります。

※給付を受けるためには、申請後の千葉県の審査決定を経る必要があります。

<給付申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●身体障害者補助犬給付申請書 ●調査書 ○障害者手帳の写し ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類 (借家・借間等に居住の場合のみ) ●身体障害者補助犬飼育同意書
------	--

<利用の流れ(例)>

- ①補助犬の育成団体に連絡
- ②町・福祉保健課に申請書類を提出
- ③千葉県による審査 ※面談を行う場合があります。
- ④町・福祉保健課から申請者へ身体障害者補助犬給付候補者決定通知書が交付
- ⑤育成団体による共同訓練 ※訓練期間は約 1 箇月で、交通費等は自己負担です。
- ⑥町・福祉保健課から申請者へ身体障害者補助犬給付決定通知書が交付
- ⑦身体障害者補助犬の給付

<問い合わせ先>

(申請受付)

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(審査・決定)

千葉県障害者福祉推進課（☎043-223-2340）へお問い合わせください。

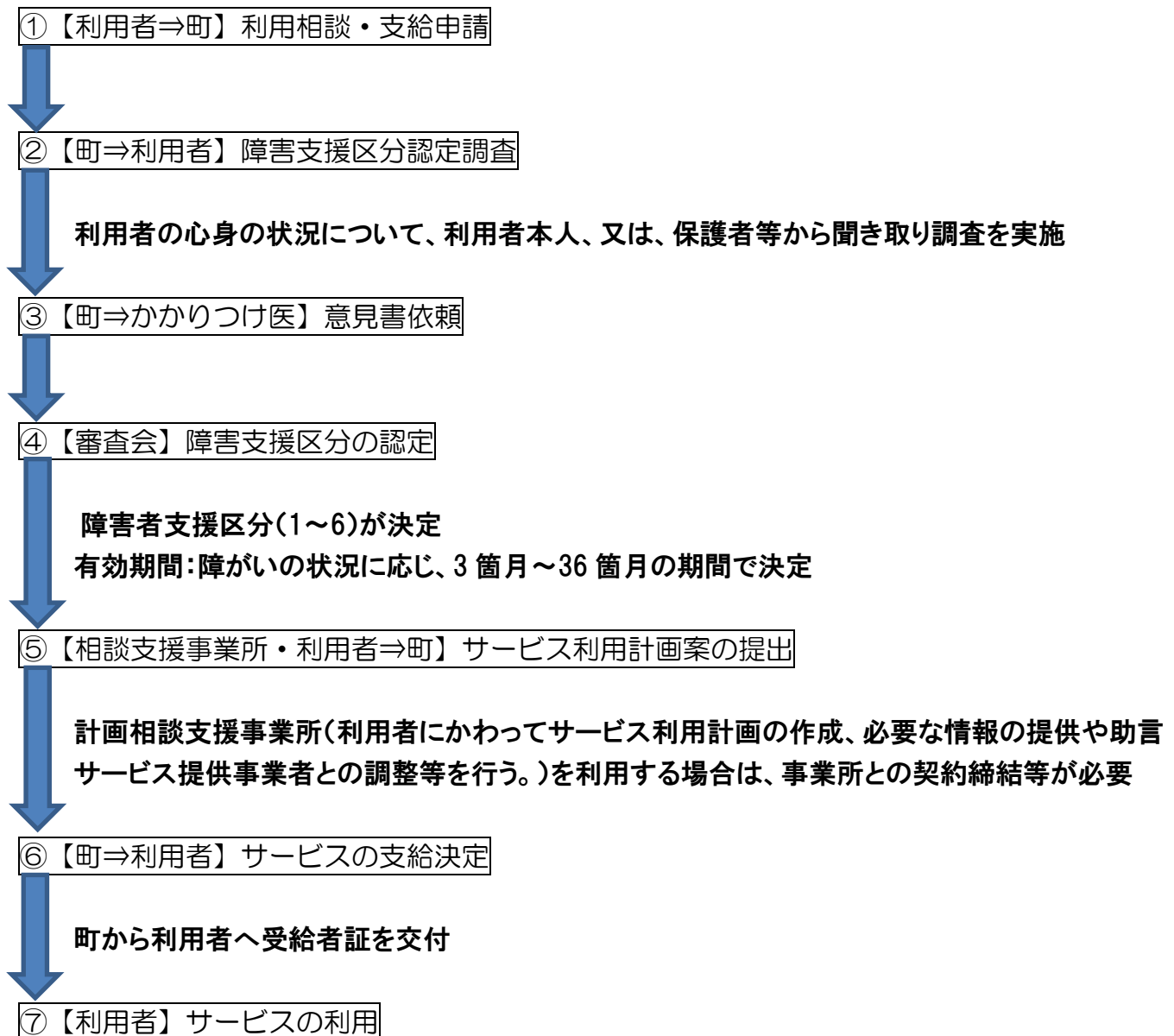
9. 障害福祉サービス等について

(1) 障害福祉サービス（自立支援給付）

<概要>

障害者福祉サービス（自立支援給付）とは、障がいを持つ方の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき提供されるサービスの総称となります。居宅介護や短期入所など、自宅や施設で日常生活を送るための介護を行う「介護給付」と、自立訓練や就労移行支援など、利用者の生活能力の維持・向上や、就労の為に訓練を行う「訓練等給付」に分けられます。ご利用にあたっては、町への申請が必要です。

<利用の流れ（例）>



<対象>

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・知的障がい、精神障がいがあると判定されている方
- ・厚生労働省が定める難病患者（84 ページ参照）

＜サービス種類＞

【介護給付】

種類		内容	障害支援区分の要否
居宅介護	身体介護	居宅で、入浴・排せつ・食事等の介護などを行う。	区分 1 以上
	家事援助	居宅で、調理・洗濯・買物等の家事などを行う。	
同行援護		重度の視覚障害がある人に、外出時における移動の支援などを行う。	身体介護無：不要 身体介護有：区分 2 以上 ※その他個別要件有
行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う。	区分 3 以上 ※その他個別要件有
短期入所		居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事などの介護を行う。	区分 1 以上
重度訪問介護		居宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分 4 以上 ※その他個別要件有
重度障害者等包括支援		居宅介護等、複数のサービスを包括的に行う。	区分 6 以上 ※その他個別要件有
生活介護		昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	50 歳未満：区分 3 以上 50 歳以上：区分 2 以上 ※その他個別要件有
療養介護		医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行う。	区分 5 以上 ※その他個別要件有
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行う。	区分 3 以上 ※その他個別要件有

【訓練等給付】

種類		内容	障害支援区分の要否
共同生活援助 (グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助・入浴・排せつ・食事の介護などを行う。	不要
自立生活援助		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	不要
自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行う。	不要
	生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	不要
就労継続支援 (A型・B型)		一般企業等での就労が困難な障害者に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行う。	不要
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行う。	不要

【地域相談支援】

種類	内容	障害支援区分の要否
地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保などの地域における生活へ移行するための支援を行う。	不要
地域定着支援	一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行う。	不要

【計画相談支援】

種類	内容	障害支援区分の要否
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行う。	不要

＜新規認定申請手続きについて＞ ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●支給申請書 ●世帯状況・収入申告書 ○サービス利用計画（案） ※障害支援区分認定後でも構いません。 ○障害者手帳等の障がい・難病の状態を証明する書類 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	--

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

＜問い合わせ＞

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(2)障害児通所支援・障害児入所支援

<概要>

障害児を対象としたサービスには、市町村が行う「障害児通所支援」と、都道府県が行う「障害児入所支援」があります。これらは児童福祉法に基づき提供されるサービスで、ご利用にあたっては、町（障害児通所支援）又は県（障害児入所支援）への申請が必要です。

<障害児通所サービス利用の流れ（例）>

①【利用者⇒町】利用相談・支給申請

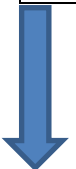


②【町⇒利用者】乳幼児サポート調査等



児童の心身の状況について、利用者本人、又は、保護者等から聞き取り調査を実施

③【障害児相談支援事業所・利用者⇒町】サービス利用計画案の提出



障害児相談支援事業所(利用者にかわってサービス利用計画の作成、必要な情報の提供や助言サービス提供事業者との調整等を行う。)を利用する場合は、事業所との契約締結等が必要

④【町⇒利用者】サービスの支給決定



町から利用者へ受給者証を交付

⑤【利用者】サービスの利用

※障害児入所支援の利用を希望される方は東上総児童相談所（☎0475-27-1733）へお問い合わせください。

<対象>

療育・支援を必要とする **18歳未満**の方

＜サービス種類＞

【障害児通所支援】

種類	内容	対象
医療型児童発達支援	児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等)と治療を行う。	肢体不自由がある障害児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等を行う。	未就学の障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流の促進等を行う。	就学中の障害児
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して発達支援等を行う。	重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外のクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害児

【障害児入所支援】

種類	内容	対象
医療型	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療育上の管理、看護、介護等を行う。	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童
福祉型	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童

【障害児計画相談支援】

種類	内容	対象
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行う。	

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●支給申請書 ●世帯状況・収入申告書 ○サービス利用計画(案) ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類 (所有者のみ) ○障害者手帳等の障がい・難病の状態を証明する書類
------	---

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<問い合わせ先>

(障害児通所支援)

福祉保健課・福祉係(☎0479-77-3914)までお問い合わせください。

(障害児入所支援)

東上総児童相談所(☎0475-27-1733)へお問い合わせください。

(3)利用者の費用負担

<概要>

自己負担は原則として、サービス利用料の **1 割** となります。

ただ、世帯所得に応じて 1 月あたりの負担上限額が、下表のとおり設定されます。

(療養介護・肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を除くサービス)

所得区分		負担上限月額
一般 2	町民税課税世帯(一般 1 該当を除く) 施設入所 or グループホーム利用で 20 歳以上 +課税の場合は、所得額に関わらず一般 2	37,200 円
一般 1	町民税課税世帯 ・ 所得割 16 万円(児は 28 万円)未満 ・ 20 歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除く	施設入所、グループホーム利用以外 の障害者:9,300 円 施設入所以外の障害児:4,600 円 20 歳未満の施設入所者:9,300 円
低所得 2	町民税非課税世帯(低所得 1 該当を除く)	0 円
低所得 1	町民非課税世帯の内、 年収(年金など)80 万円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

(療養介護・肢体不自由児通所医療・障害児入所医療)

所得区分	負担上限月額
一般 2	40,200 円
一般 1	
低所得 2	24,600 円
低所得 1	15,000 円
生活保護	0 円

<世帯の考え方>

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18・19 歳を除く)	障がいのある方と、その配偶者
18 歳未満の障がい児 (施設に入所する 18・19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯全員

(4)サービス費用に関する軽減措置

<概要>

所得や家族等の状況により、下記のような軽減措置があります。

詳細は、福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

○施設入所者の補足給付

施設入所支援を利用する 20 歳未満の全ての方、又は、20 歳以上の生活保護世帯・低所得世帯に属する利用者の食費・光熱水費の自己負担額を収入に応じて軽減します。

○グループホーム入居者の家賃補助

共同生活援助を利用、又は、重度障害者等包括支援の一環としてグループホームに入居する利用者であって、かつ、生活保護世帯・低所得世帯に属する利用者に対し、特別障害者特別給付費として利用者 1 人あたり 1 万円を上限に家賃の補助を行います。

○療養介護利用者の医療費と食費減免

療養介護を利用し、かつ、低所得世帯に属する利用者の医療費と食費の自己負担額を減免します。

○通所施設等の食費負担軽減

日中活動系サービス（生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）や短期入所等利用者であって、かつ、生活保護・低所得・一般 1 世帯に属する利用者に対し、食費の person 件費相当分の軽減措置を講じます。

○高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が 2 人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険サービスも利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還します。

○新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳になるまでに 5 年以上にわたって、介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所）の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす方が、介護保険サービス移行後に障害福祉相当介護保険サービス（訪問介護・通所介護・短期入所・生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護）を利用した場合に、その利用者負担を償還します。

○障害児通所支援の多子軽減措置

障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）の利用者であって、

- ①世帯所得に係る市町村民税所得割合計額が 77,101 円以上であり、兄又は姉が保育所等に通っている場合
- ②世帯所得に係る市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満であり、兄又は姉がいる場合は、児童通所支援の負担額を軽減します。

○就学前障がい児の発達支援の無償化（幼保無償化）

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所施設の利用者について、その利用者負担を、満 3 歳になって最初の 4 月 1 日から 3 年間無料とします。

○医療型障害児入所施設利用者の医療費と食費減免

地域で子どもを養育する世帯と同額になるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額を減免します（所得要件はありません。）。

○生活保護への移行防止

利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。

(5)介護保険サービスとの関係について

<概要>

障害福祉と介護保険において共通するサービスについては、**介護保険サービスが優先**されます。このため、65 歳以上、又は、40 歳以上 65 歳未満の介護保険の特定疾病に該当する身体障がい者の内、要支援・要介護認定に該当する方については、基本的に介護保険サービスを優先して受けることとなります。

<介護保険の特定疾病とは>

- ①がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症（ALS） ④後縦靱帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症
⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群） ⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

<障害福祉固有のサービスについて>

障害福祉固有のサービス（行動援護・同行援護・就労移行支援等）は、介護保険にないサービスですので、利用が可能です。

<その他>

- ・在宅の障がい者で、障害福祉サービスについて適当と認められる支給量が、介護保険の区分支給限度額の制約から介護保険サービスのみで確保することができない場合は、その限りにおいて障害福祉サービスを支給することができます。
- ・補装具のうち、車いす、歩行器、歩行補助つえは、介護保険の保険給付(貸与)が優先されます。しかし、これらの品目は既製品の中から選択することになるため、医師や更生相談所等により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は、障害者総合支援法に基づく補装具として給付します。

<問い合わせ先>

（障害福祉サービス）

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

（介護保険サービス）

福祉保健課・介護保険係（☎0479-77-3925）までお問い合わせください。

(6)参考：障害者総合支援法の対象疾病一覧（361 疾病） 令和 3 年 11 月 1 日現在

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群
2	アイザックス症候群	45	オスラー病
3	I g A 腎症	46	カーニー複合
4	I g G 4 関連疾患	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
5	亜急性硬化性全脳炎	48	潰瘍性大腸炎
6	アジソン病	49	下垂体前葉機能低下症
7	アッシャー症候群	50	家族性地中海熱
8	アトピー性脊髄炎	51	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体） ※
9	アペール症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
10	アミロイドーシス	53	カナバン病
11	アラジール症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
12	アルポート症候群	55	歌舞伎症候群
13	アレキサンダー病	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
14	アンジェルマン症候群	57	カルニチン回路異常症
15	アントレー・ビクスラー症候群	58	加齢黄斑変性 ○
16	イソ吉草酸血症	59	肝型糖原病
17	一次性ネフローゼ症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	61	環状 20 番染色体症候群
19	1 p 36 欠失症候群	62	関節リウマチ
20	遺伝性自己炎症疾患	63	完全大血管店転位症
21	遺伝性ジストニア	64	眼皮膚白皮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	65	偽性副甲状腺機能低下症
23	遺伝性腭炎	66	ギャロウェイ・モフト症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	67	急性壊死性脳症 ○
25	ウィーバー症候群	68	急性網膜壊死 ○
26	ウィリアムズ症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
27	ウィルソン病	70	急速進行性糸球体腎炎
28	ウエスト症候群	71	強直性脊椎炎
29	ウェルナー症候群	72	巨細胞性動脈炎
30	ウォルフラム症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
31	ウルリッヒ病	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
32	HTLV-1 関連脊髄証	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
33	ATR-X 症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
34	ADH 分泌異常症	77	筋萎縮性側索硬化症
35	エーラス・ダンロス症候群	78	筋型糖原病
36	エプスタイン症候群	79	筋ジストロフィー
37	エプスタイン病	80	クッシング病
38	エマヌエル症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群
39	遠位型ミオパチー	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
40	円錐角膜 ○	83	クルーゾン症候群
41	黄色靱帯骨化症	84	グルコーストランスporter-1 欠損症
42	黄斑ジストロフィー	85	グルタル酸血症 1 型
43	大田原症候群	86	グルタル酸血症 2 型

番号	疾病名	番号	疾病名
87	クロウ・深瀬症候群	132	左心低形成症候群
88	クローン病	133	サルコイドーシス
89	クロンカイト・カナダ症候群	134	三尖弁閉鎖症
90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	135	三頭酵素欠損症
91	結節性硬化症	136	CFC 症候群
92	結節性多発動脈炎	137	シェーグレン症候群
93	血栓性血小板減少性紫斑病	138	色素性乾皮症
94	限局性皮質異形成	139	自己貧食空胞性ミオパチー
95	原発性局所多汗症 ○	140	自己免疫性肝炎
96	原発性硬化性胆管炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）※
97	原発性高脂血症	142	自己免疫性溶血性貧血
98	原発性側索硬化症	143	四肢形成不全 ○
99	原発性胆汁性胆管炎	144	シトステロール血症
100	原発性免疫不全症候群	145	シトリン欠損症
101	顕微鏡的大腸炎 ○	146	紫斑病性腎炎
102	顕微鏡的多発血管炎	147	脂肪萎縮症
103	高IgD 症候群	148	若年性特発性関節炎
104	好酸球性消化管疾患	149	若年性肺気腫
105	好酸球性多発血管炎症肉芽腫症	150	シャルコー・マリー・トゥース病
106	好酸球性副鼻腔炎	151	重症筋無力症
107	抗糸球体基底膜腎炎	152	修正大血管転位症
108	後縦靱帯骨化症	153	シュベール症候群関連疾患
109	甲状腺ホルモン不応症	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
110	拘束型心筋症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
111	高チロシン血症 1 型	156	神経細胞移動異常症
112	高チロシン血症 2 型	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	高チロシン血症 3 型	158	神経線維腫症
114	後天性赤芽球癆	159	神経フェリチン症
115	広範脊柱管狭窄症	160	神経有棘赤血球症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	161	進行性核上性麻痺
117	抗リン脂質抗体症候群	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
118	コケイン症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
119	コステロ症候群	164	進行性多巣性白質脳症
120	骨形成不全症	165	進行性白質脳症
121	骨髄異形成症候群 ○	166	進行性ミオクロームステんかん
122	骨髄繊維症 ○	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
124	5p 欠失症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群
125	コフィン・シリズ症候群	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	コフィン・ローリー症候群	171	スミス・マギニス症候群
127	混合性結合組織病	172	スモン ○
128	鰓耳腎症候群	173	脆弱 X 症候群
129	再生不良性貧血	174	脆弱 X 症候群関連疾患
130	サイトメガロウィルス角膜内膜炎 ○	175	成人スチル病
131	再発性多発軟骨炎	176	成長ホルモン分泌亢進症

番号	疾病名	番号	疾病名
177	脊髄空洞症	222	多脾症候群
178	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	223	タンジール病
179	脊髄髄膜瘤	224	単心室症
180	脊髄性筋萎縮症	225	弾性線維性仮性黄色腫
181	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	226	短腸症候群 ○
182	前眼部形成以上	227	胆道閉鎖症
183	全身性エリテマトーデス	228	遅発性内リンパ水腫
184	全身性強皮症	229	チャージ症候群
185	先天異常症候群	230	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア	231	中毒性表皮壊死症
187	先天性核上性球麻痺	232	腸管神経節細胞僅少症
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	233	TSH 分泌亢進症
189	先天性魚鱗癬	234	TNF 受容体関連周期性症候群
190	先天性筋無力症候群	235	低ホスファターゼ症
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	236	天疱瘡
192	先天性三尖弁狭窄症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
193	先天性腎性尿崩症	238	特発性拡張型心筋症
194	先天性赤血球形成異常性貧血	239	特発性間質性肺炎
195	先天性僧帽弁狭窄症	240	特発性基底核石灰化症
196	先天性大脳白質形成不全症	241	特発性血小板減少性紫斑病
197	先天性肺静脈狭窄症	242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
198	先天性風疹症候群 ○	243	特発性後天性全身性無汗症
199	先天性副腎低形成症	244	特発性大腿骨頭壊死症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	245	特発性多中心性キャスルマン病
201	先天性ミオパチー	246	特発性門脈圧亢進症
202	先天性無痛無汗症	247	特発性両側性感音難聴
203	先天性葉酸吸収不全	248	突発性難聴 ○
204	前頭側頭葉変性症	249	ドラベ症候群
205	早期ミオクロニー脳症	250	中條・西村症候群
206	総動脈幹遺残症	251	那須・ハコラ病
207	総排泄腔遺残	252	軟骨無形性症
208	総排泄腔外反症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	ソトス症候群	254	22q11.2 欠失症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	255	乳幼児肝巨大血管腫
211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	256	尿素サイクル異常症
212	大脳皮質基底核変性症	257	ヌーナン症候群
213	大理石骨病	258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症
214	ダウン症候群 ○	259	ネフロン癆 ※
215	高安動脈炎	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
216	多系統萎縮症	261	脳腱黄色腫症
217	タナトフォリック骨異形成症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
218	多発血管炎性肉芽腫症	263	膿疱性乾癬
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	264	嚢胞性線維症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	265	パーキンソン病
221	多発性嚢胞腎	266	パージャー病

番号	疾病名	番号	疾病名
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
268	肺動脈性高血圧症	313	ヘモクロマトーシス ○
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	314	ペリー症候群
270	肺胞低換気症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
272	バッド・キアリ症候群	317	片側巨脳症
273	ハンチントン病	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
274	汎発性特発性骨増殖症 ○	319	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
275	PCDH19 関連症候群	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
276	非ケトーシス型高グリシン血症	321	ホモシスチン尿症 ※
277	肥厚性皮膚骨膜炎	322	ポルフィリン症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	324	マルファン症候群
280	肥大型心筋症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
281	左肺動脈右肺動脈起始症	326	慢性血栓性肺高血圧症
282	ビタミン D 依存性くる病／骨軟化症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
283	ビタミン D 抵抗性くる病／骨軟化症	328	慢性膵炎 ○
284	ビッカーstaff脳幹脳炎	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
285	非典型溶血性尿毒症症候群	330	ミオクロニー欠神てんかん
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	332	ミトコンドリア病
288	びまん性汎細気管支炎 ○	333	無虹彩症
289	肥満低換気症候群 ○	334	無脾症候群
290	表皮水疱症	335	無βリポタンパク血症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	336	メーブルシロップ尿症
292	VATER 症候群	337	メチルグルタコン酸尿症
293	ファイファー症候群	338	メチルマロン酸血症
294	ファロー四徴症	339	メビウス症候群
295	ファンコニ貧血	340	メンケス病
296	封入体筋炎	341	網膜色素変性症
297	フェニルケトン尿症	342	もやもや病
298	フォンタン術後症候群 ○	343	モワット・ウイルソン症候群
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	344	薬剤性過敏症症候群 ○
300	副甲状腺機能低下症	345	ヤング・シンプソン症候群
301	副腎白質ジストロフィー	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
303	ブラウ症候群	348	4p 欠失症候群
304	プラダー・ウィリ症候群	349	ライソゾーム病
305	プリオン病	350	ラスムッセン脳炎
306	プロピオン酸血症	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
307	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	352	ランドウ・クレフナー症候群
308	閉塞性細気管支炎	353	リジン尿性蛋白不耐症
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
310	ベーチェット病	355	両大血管右室起始症
311	ベスレムミオパチー	356	リンパ管腫症／ゴーハム病

番号	疾病名
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱瘡を含む。）
359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスムンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

※：新たに対象となる疾病（6 疾病）

△：表記が変更された疾病（0 疾病）

○：障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号 141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

10. 地域生活支援事業等について

障害福祉サービス等以外に町が地域の実情にあわせて、障がい者（児）の地域における生活を支える事業です。

(1) 相談支援事業（山武郡市障がい者基幹相談支援センター「さんサポ」）

<概要>

障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関する様々なご相談を受けます。また、地域の方や関係機関と連携し、障がいのある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

<対象>

障がいをお持ちの方や、その保護者等

<対応内容>

- ・障がいに関する総合的な相談
- ・障がいサービス等に関する情報提供や利用の支援
- ・権利擁護のための必要な支援
- ・障がい者虐待防止に関する相談、通報等

※障がいに関する様々な困りごとや不安なこと等をお気軽にご相談ください。年齢や障がい種別、障害者手帳の所有の有無は問いません。

<施設概要>

施設名称：山武郡市障がい者基幹相談支援センター「さんサポ」

住 所：東金市南上宿41番地8

<相談方法>

施設に来所いただくか、下記問い合わせ先に電話、FAX、Eメールにてご相談ください。

※下記受付時間外の緊急時の対応や障がい者虐待に関する相談・通報受付は、電話転送による対応となります。

<その他>

- ・利用料はかかりません。
- ・Eメールでのご相談には返信までに時間がかかります。

<問い合わせ先>

山武郡市障がい者基幹相談支援センター「さんサポ」		
受付時間	電話番号 (FAX)	Eメールアドレス
平日 8:30~17:15 〔祝日 12月29日~1月3日を除く〕	☎0475-86-6474 (0475-86-6475)	sanbu-kanan@wanahome.or.jp

(2)意思疎通支援事業

<概要>

聴覚、言語、音声機能等の障がいをお持ちで、コミュニケーションを図ることに支援が必要な方に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思疎通の円滑化を図ります。

<対象>

芝山町内に居住地を有するか、又は、勤務し、聴覚・言語・音声機能等の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方 等

<支援内容>

- ・手話通訳者の派遣
- ・要約筆記者の派遣

※派遣の範囲は、原則として千葉県内に限ります。

<料金>

無料

<派遣申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●（手話通訳・要約筆記）派遣申請書 ○身体障害者手帳の写し ○印鑑
------	---

※手話通訳者・要約筆記者の派遣を受けようとする日の7日前までに申請してください。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(3)日常生活用具給付事業

<概要>

別ページ（71 ページ）を参照してください。

(4)移動支援事業

<概要>

障がいやを難病をお持ちの方の内、屋外での移動の支援が必要と認められる方に対し、外出時の移動を支援します。

<対象>

芝山町内に居住地を有する、又は、芝山町から障害福祉サービスの支給決定を受けて共同生活援助等の居住系サービスを利用し、町外に居住地を有する方であって、障がいや難病等のため、外出時の移動支援が必要と認められる方

<支援内容>

外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出時に移動を支援します。

<自己負担額>

別ページ（101 ページ）を参照してください。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●地域生活支援事業利用申請書 ●世帯状況・収入申告書 ○障害者手帳等の障がい・難病の状態を証明する書類 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1 月～6 月申請：一昨年分 7 月～12 月申請：昨年分 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	--

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<問い合わせ>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(5)地域活動支援センター事業及び同機能強化事業

<概要>

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、福祉サービスに係る情報の提供と利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行います。

<対象>

障がいや難病をお持ちの方、そのご家族様など

<料金>

各レクリエーションの参加費等の実費負担があります。

※利用には事前登録が必要です。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(6)訪問入浴サービス事業

<概要>

重度の障がいや難病をお持ちの方の内、自力での入浴が困難な方に対し、訪問による入浴・洗髪等の支援を提供します。

<対象>

芝山町内に居住地を有する方であって、障がいや難病等のため、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な **65 歳未満**の方

<支援内容>

介助員等が訪問し、室内で入浴・清拭等の支援をします。

<自己負担額>

別ページ（101 ページ）を参照してください。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町心身障害者（児）訪問入浴サービス事業利用申請書 ●芝山町心身障害者（児）訪問入浴サービス事業利用診断書 ●芝山町心身障害者（児）訪問入浴サービス事業利用誓約書 ●世帯状況・収入申告書 ○障害者手帳等の障がい・難病の状態を証明する書類 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1 月～6 月申請：一昨年分 7 月～12 月申請：昨年分 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<問い合わせ>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(7)更生訓練費給付事業

<概要>

障害福祉サービスの就労移行支援又は自立訓練を利用している方、身体障害者更生施設に入所している方へ、更生訓練費を支給し、社会復帰を図ります。

<対象>

芝山町障害福祉サービスの支給決定を受け就労移行支援事業又は自立訓練事業を受けている方又は
身体障害者更生施設に入所し、更生訓練を受けている方
の内、障害福祉サービスに係る利用者負担の発生しない方（市町村民税非課税世帯等）

<助成額>

下表の訓練経費及び通所経費を合算した額

訓練経費

サービス種別	訓練のための経費（月額）	
	1箇月に訓練に従事した日数	
	15日以上	15日未満
自立訓練	3,150 円/月	1,600 円/月
就労移行支援		

通所経費

サービス種別	通所のための経費（日額）
自立訓練	280 円/日
就労移行支援	

※通所経費の月額は、日額に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と給付対象者の当該月の実支出額を比較して少ない方の額になります。

<交付申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町更生訓練費給付申請書 ○障害福祉サービス受給者証 ○印鑑
------	--

※原則、事前に申請が必要です。

<交付請求の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町更生訓練費給付請求書 ○障害福祉サービス受給者証 ○当該訓練を受けた日数等を証明する書類 ※施設作成のもの ○請求者が指定する振込先金融機関口座確認書類（通帳等）（写） ○印鑑
------	--

※原則、更生訓練等を受けた翌月 10 日までにご提出ください。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(8)知的障害者職親委託制度事業

<概要>

知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技術習得訓練等を受けることができます。

<対象>

芝山町内に居住地を有する知的障がい者

※知的障害者更生相談所の判定を受け、職親委託が適当であると認定される必要があります。

<職親委託の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●芝山町知的障害者職親委託申請書 ●知的障害者基礎調査票 ※手帳取得時等、過去に当該調査を受けている場合は不要 ●知的障害者現況調査票 ●日常生活能力評価票 ●その他必要に応じて求める書類 (知的障害者基礎調査票の作成が必要な場合のみ必要) ○母子手帳 (18歳以上で初めて知的障害者更生相談所の判定を受ける場合のみ必要) ○在学時の知能程度を証明する書類（成績表等）
------	---

<利用の流れ（例）>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町から知的障害者更生相談所へ判定依頼
- ③知的障害者更生相談所での判定会（職親候補者・委託申請者の参加）
- ④判定の結果、職親委託が適当と判定された場合、町・職親・委託申請者で最終調整
- ⑤職親委託
- ⑥職親委託から1年度に再判定

※再判定は委託開始1年後に実施する1回のみです。

<その他>

芝山町内における職親登録者は、現在、おりません。

職親委託をご希望の場合は、近隣市町村において対応が可能な職親を探すこととなりますが、**必ずしもマッチングできるとは限りません。**

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(9)日中一時支援事業

<概要>

障がいや難病をお持ちの方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護しているご家族の一時的な負担軽減を図ります。

<対象>

芝山町内に居住地を有する、又は、芝山町から障害福祉サービスの支給決定を受けて共同生活援助等の居住系サービスを利用し、町外に居住地を有する方であって、障がいや難病等のため、介護が必要であるが、日中における介護者の不在等により、一時的に見守り等の支援が必要と認められる方。

<支援内容>

日帰りの利用に限り、事業所・施設等で障がいをお持ちの方等を預かり、日中活動の場を提供します。

<自己負担額>

別ページ（101 ページ）を参照してください。

<新規認定申請手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●地域生活支援事業利用申請書 ●世帯状況・収入申告書 ○障害者手帳等の障がい・難病の状態を証明する書類 ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○印鑑 ●その他必要に応じて求める書類
------	---

※本人収入とは・・・障害年金、国手当等の非課税所得

※上記提出書類の一部は、場合により省略が出来ることがあります。

<問い合わせ>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(10) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

<概要>

身体または知的の障がいをお持ちの方の、就労等社会活動への参加促進を図るため、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。

<対象>

芝山町内に居住し、道路交通法第96条の規定する運転免許試験の受験資格を有する者の内、下記手帳を所持する方が対象となります。

手帳種別	障がいの程度
身体障害者手帳	1級・2級・3級・4級
療育手帳	全ての程度

<助成額>

免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料その他必要な経費）の**3分の2以内**で、**10万円**を限度とします。

<交付申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●障害者自動車運転免許取得費助成申請書 ○身体障害者手帳の写し 又は ○療育手帳の写し ○印鑑
------	---

※交付申請は、免許の取得前又は取得後6箇月以内に提出する必要があります。

<交付請求の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●障害者自動車運転免許取得費助成請求書 ○運転免許証の写し ○当該請求に係る費用の領収証（写） ○請求者が指定する振込先金融機関口座確認書類（通帳等）（写） ○印鑑
------	--

<利用の流れ（例）>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町・福祉保健課から助成決定通知書を送付
- ③自動車教習所へ入校～免許取得
- ④町・福祉保健課に請求書類を提出
- ⑤書類審査後、町から指定口座へお振込み

<その他>

結果的に免許を取得することが無かった場合は、助成金をお支払いすることができません。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(1 1)身体障害者自動車改造費助成事業

<概要>

身体に障がいをお持ちの方が自ら所有する自動車に関し、就労等社会生活を送るにあたって、自ら運転するために必要な改造を行った場合に自動車改造費の一部を助成します。

<対象>

芝山町内に居住し、自動車運転免許を有する者の内、下記手帳を所持する方が対象となります。

手帳種別	区分	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢機能障害・下肢機能障害・体幹機能障害	1 級・2 級

※所得制限があり、対象者様等の所得が規定の限度額を超える場合は、本助成は適用されません。

<助成額>

操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル・ブレーキ）等の改造に要する経費で **10 万円**を限度とします。

<交付申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●身体障害者用自動車改造費助成申請書 ○身体障害者手帳の写し ○運転免許証の写し ○ご本人及び世帯全員の前年（1 月～6 月の申請にあっては前々年）の所得金額を確認できる書類（所得証明書等） ○住民票の写し（世帯全員分） ○自動車検査証の写し ○改造を行う業者の見積書 ○印鑑
------	--

※交付申請は、自動車の改造前又は改造後 6 箇月以内に提出する必要があります。

<交付請求の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●身体障害者用自動車改造費助成請求書 ○当該請求に係る費用の領収証（写） ○請求者が指定する振込先金融機関口座確認書類（通帳等）（写） ○印鑑
------	---

<利用の流れ（例）>

- ①町・福祉保健課に申請書類を提出
- ②町・福祉保健課から助成決定通知書を送付
- ③自動車の改造
- ④町・福祉保健課に請求書類を提出
- ⑤書類審査後、町から指定口座へお振込み

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(1 2)成年後見制度利用支援事業

<概要>

知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方で、親族がいないなど支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対し、家庭裁判所への申立て手続きを行い、障がいの権利擁護を図ります。

一定の条件を満たす場合、後見人等に対する報酬の助成についても行っています。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(13) グループホーム等入居者家賃助成金

<概要>

グループホーム等の入居者に対して、家賃の助成を行います。

<対象>

芝山町から、障害福祉サービスの支給決定を受けるなど町長の承認を受け、グループホーム・生活ホーム・ふれあいホームに入居している障がい者であって、**市町村民税非課税世帯**に属する者
※生活保護受給者世帯に属する者は、対象外です。

<助成額>

家賃（特別障害者特別給付費を受給の場合は、当該金額を控除した額）の**2分の1**に相当する額
※原則、**月額 25,000 円**を上限とする。

ただし、特別障害者特別給付費を受給している場合は、月額 **20,000 円**を上限とする。

<交付申請の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	(共通) ●芝山町グループホーム等入居者家賃助成金交付申請書 ○グループホーム等の入居に係る賃貸借契約を証する書類（写） ○印鑑
	(生活ホーム・ふれあいホーム入居者のみ) ○本人収入を確認できる書類（年金振込通知等） ※1月～6月申請：一昨年分 7月～12月申請：昨年分 ○預貯金額を確認できる書類（通帳等）

※交付申請は、毎年度必要で、年度の途中において新たに申請する場合を除いて **4 月末日まで**に申請する必要があります。

<交付請求の手続きについて> ●：町福祉保健課で様式等取得 ○：お客様ご自身で用意

提出書類	●芝山町グループホーム等入居者家賃助成金交付請求書 ○当該請求に係る家賃の領収証（写）
	●振込先金融機関口座申出書 ○請求者が指定する振込先金融機関口座確認書類（通帳等）（写） ○印鑑

※助成金の支払いは、

- 1 回目：7 月（4 月～6 月分）
- 2 回目：10 月（7 月～9 月分）
- 3 回目：1 月（10 月～12 月分）
- 4 回目：4 月（1 月～3 月分）

で、それぞれ**支給月の 10 日まで**に上記書類を提出する必要があります。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(14) 利用者の費用負担（移動支援事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業）

<概要>

自己負担は原則として、サービス利用料の **1 割** となります。

ただ、世帯所得に応じて 1 月あたりの負担上限額が、下表のとおり設定されます。

所得区分		負担上限月額
一般 2	町民税課税世帯（一般 1 該当を除く） 施設入所 or グループホーム利用で 20 歳以上 + 課税の場合は、所得額に関わらず一般 2	37,200 円
一般 1	町民税課税世帯 ・所得割 16 万円（児は 28 万円）未満 ・20 歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除く	施設入所、グループホーム利用以外 の障害者：9,300 円 施設入所以外の障害児：4,600 円 20 歳未満の施設入所者：9,300 円
低所得 2	町民税非課税世帯（低所得 1 該当を除く）	0 円
低所得 1	町民非課税世帯の内、 年収（年金など）80 万円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

<世帯の考え方>

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 （施設に入所する 18・19 歳を除く）	障がいのある方と、その配偶者
18 歳未満の障がい児 （施設に入所する 18・19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯全員

1 1. その他のサービス等について

(1)「声の広報しばやま」の無料貸出

<概要>

文字による情報の入所が困難な障がい者（児）に、月に 1 度発行される「広報しばやま」を音訳したカセットを貸し出します。

<対象>

視覚障がいをお持ちの方

<料金>

無料

<貸出場所>

町役場、福祉センター、芝山・千代田郵便局、JA 二川・千代田支所

<お問い合わせ先>

芝山町社会福祉協議会（☎0479-78-0850）へお問い合わせください。

(2)緊急通報装置の貸与

<概要>

一人暮らしの高齢者や身体障がい者等に対し、緊急事態に備えて、24 時間態勢で対応できる通報装置を貸与します。

<対象>

- ①在宅で生活するおおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者
- ②身体障害者手帳 1・2 級を有する 65 歳未満の方のみで構成される世帯

<料金>

無料

※電話等の維持費のうち回線使用料は、ご負担いただきます。

<お問い合わせ先>

福祉保健課・地域包括支援センター（☎0479-77-3925）へお問い合わせください。

(3)日常生活自立支援事業（すまいる）

<概要>

在宅で日常生活を送るうえで、判断能力が不十分な方（高齢者や障がいをお持ちの方など）が安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスを提供しています。

<サービス内容>

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
- ・福祉サービスを利用する際の手続きの援助
- ・福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助
- ・日常生活に必要な事務に関する手続き

②金銭管理サービス

- ・日常生活に必要な預貯金のおし入れ
- ・年金、手当などの受領確認
- ・公共料金、医療費、税金などの支払い

③財産保全サービス

- ・大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。

預けることのできるもの	預貯金通帳、年金証書、実印、銀行印 不動産権利証書、契約書類 など
預けることのできないもの	宝石、貴金属類、骨董品、株券、有価証券 など

④弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

- ・専門的な援助や助言が必要な方や、成年後見制度の利用を希望されている方に対し、弁護士・司法書士・社会福祉士を紹介します。

<料金>

下表のとおりとなります。なお、生活支援員がご本人宅を訪問する際の交通費（往復 30 分未満：無料、30 分以上 1 時間未満：500 円、1 時間以上：一律 1,000 円）が別途かかります。

※生活保護受給者は無料です。

サービス区分	料金
福祉サービス利用援助	【支援時間】 1 時間未満：500 円/回 1 時間以上 1 時間 30 分未満：1,000 円/回 1 時間 30 分以上 2 時間未満：1,500 円/回 ※以降、30 分ごとに 500 円を加算
金銭管理サービス	
財産保全サービス	
弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス	3,000 円/年
	無料

<問い合わせ先>

芝山町社会福祉協議会（☎0479-78-0850）へお問い合わせください。

(4)福祉カー「日テレ号」貸出事業

<概要>

高齢や障がいにより外出が困難な方々に対し、通院や移動を援助するために、車いすのまま乗車できる福祉カー「日テレ号」の貸出を行っています。

<対象>

芝山町内在住の高齢者又は障がい者（児）で、車いすを利用している方

<料金>

無料

※燃料費、有料道路代、駐車料金等をご負担いただきます。

<問い合わせ先>

芝山町社会福祉協議会（☎0479-78-0850）へお問い合わせください。

(5)介護用品の貸出

<概要>

寝たきりの在宅者や、日常生活上介助の必要な方に車いす等を無料で貸出しています。

<貸出用品>

- ①車いす：一般的な車いす。体格のいい方向けの座面が少し大きなものもあります。
- ②車いす（介護用）：介護専用の車いす。自分でこぐことはできませんが、一般的な車いすよりコンパクトにたたむことができます。
- ③車いす用スロープ：住宅の入口等の段差を解消するためのスロープ。
アルミ製、140cm、滑り止め付き。
- ④シルバーカー：コンパクトなシルバーカー

<料金>

無料

<問い合わせ先>

芝山町社会福祉協議会（☎0479-78-0850）へお問い合わせください。

(6) 駐車禁止除外措置

＜概要＞

身体障害等により歩行困難な方で、路上に駐車しなければ、目的の場所までの移動が困難な場合、駐車禁止除外の対象となる可能性があります。

＜対象＞

	障害の程度	申請窓口
身体障害者	障害区分、等級別により定めがあります。	芝山交番 ☎0479-77-0142 または 山武警察署 ☎0475-82-0110
知的障害者	療育手帳 A－2以上	
精神障害者	精神保健福祉手帳 1級	

(7)メール 110 番システム

<概要>

千葉県警察では、言葉や聴覚に障がいをお持ちの方が屋外等で事件や事故に遭われた時に、携帯電話を利用して 110 番通報する手段として「メール 110 番システム」を運用しています。

<110 番通報用アドレス>

<https://chiba110.jp>

<利用方法>

インターネットに接続できる携帯電話等から、上記「110 番通報用アドレス」にアクセスしてください。

※通報可能な契約機種

・ドコモ ・ソフトバンクモバイル ・au ・WILLCOM ・イーモバイル ・パソコン等

↓

受付画面に従って必要事項を入力したあと、引き続き通信指令室と文字対話形式による質疑応答により、詳しい内容を通報することができます。

※カメラ付き携帯電話等から画像の送信（写真付きメールの送信）が可能です。

<注意事項>

- ・メール 110 番は、インターネット回線やシステム障害が発生した場合、受信できない場合がありますので、必ず警察からの回答が来たことを確認してください。
- ・警察からの回答がない場合、確認ができていないことが考えられますので、「ファクス 110 番」のご利用あるいは近くの人に 110 番の代理通報をご依頼ください。
- ・本システムを利用した通報に際しては、通信料金が掛かります。
- ・千葉県内で発生した事件や事故の場合に利用してください。
- ・いざという時にすぐに通報できるように、通報用アドレスをブックマーク（お気に入りリスト）に登録しておくとう便利です。
- ・障がいをお持ちの方を対象としたシステムですが、電話による 110 番通報が困難な方、メール以外の連絡手段をお持ちでない方なども利用可能です。

<問い合わせ先>

千葉県警察本部 通信指令課

住 所：千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号

電 話 番 号：043-201-0110

ファクス番号：0120-110-294

(8)ファックス 110 番

<概要>

言葉や聴覚に障がいをお持ちの方は、千葉県警察ホームページ

(https://www.police.pref.chiba.jp/shireika/shireika_110_O6.html) から緊急通報用紙をダウンロードし、ファックスで 110 番してください。

<ファクス番号>

0120-110-294

<問い合わせ先>

千葉県警察本部 通信指令課（☎043-201-0110）へお問い合わせください。

(9)ニュー福祉定期預金・新福祉定期預金

<概要>

一般の 1 年ものの定期預金の金利に通常より優遇された利率を上乗せした金利を適用します。

※上乗せ利率は金融機関により異なります。また、本制度を実施していない金融機関もあります。

<対象>

- ・障害基礎年金等の年金受給者
- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当等各種手当の受給者 など

<その他>

マル優（40 ページ参照）を利用することができます。

<問い合わせ先>

各金融機関

(10) 県営住宅への入居特別配慮

<概要>

県営住宅への入居について、障がいをお持ちの方から申し込みがあった場合に、当選確率が高くなるなどの配慮があります。

<手帳>

下記手帳をお持ちの方

手帳種別	障がいの程度
身体障害者手帳	1 級・2 級・3 級・4 級
療育手帳	㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2・B-1・B-2
精神障害者保健福祉手帳	1 級・2 級・3 級

<その他>

県営住宅の入居募集は、4 月・7 月・10 月・1 月の年 4 回あり、各月の 1 日～15 日の間に郵送にてお申し込みを受け付けています。

※申込書類は、企画空港政策課・企画調整係でご取得いただけます。

<問い合わせ先>

(制度一般について)

千葉県住宅供給公社（☎043-222-9200）へお問い合わせください。

(申込書類の取得について)

企画空港政策課・企画調整係（☎0479-77-3926）までお問い合わせください。

1 2 . 選挙について

(1)郵便等による不在者投票

<概要>

選挙人で重度の身体障がいのために投票所に行けない方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。

<対象>

身体障害者手帳をお持ちの方の内、

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がいがあり、1 級・2 級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障がいがあり、1 級・3 級の方
- ・免疫、肝臓の機能の障がいがあり、1 級～3 級の方

<問い合わせ先>

町選挙管理委員会事務局（総務課行政係内 ☎0479-77-3901）までお問い合わせください。

(2)郵便等による不在者投票における代理記載制度

<概要>

郵便等による不在者投票の対象者で、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限ります。）に投票に関する記載をさせることができます。

<対象>

身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障がい 1 級の方

<問い合わせ先>

町選挙管理委員会事務局（総務課行政係内 ☎0479-77-3901）までお問い合わせください。

(3)不在者投票施設での投票

<概要>

不在者投票施設に指定された身体障害者支援施設等に入所中の方は、その施設で不在者投票を行うことができます。

<対象>

不在者投票施設に入所中の方

<問い合わせ>

施設職員に申し出ると共に、町選挙管理委員会事務局（総務課行政係内 ☎0479-77-3901）までお問合せください。

(4)投票所での代理投票

<概要>

投票所の係員が投票用紙に代筆します。

<対象>

ご自身で投票用紙に記載することができない方

<お手続き>

投票日当日に、投票所の係員にお申し出ください。

(5)投票所での点字投票

<概要>

投票所に点字器と点字の候補者指名一覧を用意しています。

<対象>

点字投票を希望される方

<お手続き>

投票日当日に、投票所の係員にお申し出ください。

1 3 . 貸付について

(1)生活福祉資金

<概要>

生活福祉資金とは、障がいを持つ方がいる世帯等に対して、資金の貸付を行い世帯の自立と安定にお役立ていただくための制度です。また、民生委員及び社会福祉協議会から必要な援助指導を受けることができます。

<対象>

対象世帯	内容	所得基準
障がい者世帯	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 } をお持ちの方が属する世帯	制限なし
低所得世帯	貸付と必要な援助指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯所得が、 市町村民税非課税程度 もしくは 生活保護基準の概ね 1.7 倍以下
高齢者世帯	日常生活上、療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯	世帯の所得が、 生活保護基準の概ね 3.0 倍以下

<資金種類（一部を抜粋）>

種類	対象経費（例）	貸付限度額
福祉費	・冠婚葬祭に必要な経費 ・出産に必要な経費 ・転宅に必要な費用 ・住所設備に係る費用 など	50 万円
障がい者等福祉用具購入費	福祉用具全般の購入等する費用	120 万円
障がい者自動車購入費	障がい者自ら又は生計同一者が専ら当該障がい者のために自動車を購入するために必要な費用	200 万円

<その他>

- ・本貸付制度は、日本政策金融公庫等、他の貸付制度が優先されます。また、支払済みの経費は理由に関わらず貸付対象外です。
- ・他の負債の支払いに充てることを目的にしている場合や、借り換えに当たる場合も貸付対象外です。

<問い合わせ先>

芝山町社会福祉協議会（☎0479-78-0850）へお問合せください。

1 4 . 就労相談等について

(1)ハローワーク成田（成田公共職業安定所）

<概要>

障がい者に対する雇用相談、職業紹介等を行っています。

<問い合わせ先>

ハローワーク成田（☎0476-27-8609）へお問い合わせください。

(2)千葉県障害者就業支援キャリアセンター

<概要>

障がい者からの就業に関する相談を受けるとともに、センターで就職のために必要な基本的スキルの習得を目的とした準備訓練を実施しています。

また、就労後も、障害者就労支援員（ジョブコーチ）が職場に実際に赴き就職後の職場定着をサポートします。

<問い合わせ先>

千葉県障害者就業支援キャリアセンター（☎043-204-2385）へお問い合わせください。

(3)障害者就業・生活支援センター

<概要>

就職や職場への定着（長続き）が難しい障がいを持つ方に、雇用や保健福祉、教育などの関係機関と連携しながら、身近な地域で就職に向けた準備、就職活動、職場定着等、段階に応じた支援をしています。

また、それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する助言、或いは、リワーク（復職）支援を行うとともに、生活面の支援についても一体的に行っています。

<問い合わせ先>

山武ブリオ（☎0475-71-3111）へお問い合わせください。

※山武ブリオは、千葉県が社会福祉法人ワナーホームに事業委託を行い、展開している障害者就業・生活支援センターです。

(4)千葉障害者職業センター

<概要>

障がい者の特性に合わせた職業適性を評価し、相談・指導や就職に向けた模擬的作業等による支援を行うとともに、就職後に事業所に職場適応援助者を派遣し、障がい者及び事業主に対し、雇用の前後を通じた専門的な支援を行っています。

また、うつ病などの精神障がいにより求職している方の職場復帰（リワーク）支援なども行っています。

<問い合わせ先>

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構（☎043-204-2080）へお問い合わせください。

(5)障害者委託訓練事業

<概要>

求職中の障がいのある方を対象に、千葉県が企業や社会福祉法人などに訓練を委託して、就労に役立てていただくために実施している短期（1～3 箇月）の公共職業訓練です。

申請窓口は、各公共職業安定所になります。

詳細は事業案内のホームページ（ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/> ）をご参照ください。

<問い合わせ先>

千葉県立障害者高等技術専門校（☎043-291-7744）へお問い合わせください。

(6)国立職業リハビリテーションセンター

<概要>

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターとの協力のもとに、障がいのある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供する、職業リハビリテーションの先駆的実践機関です。

障がいにより求職中の方が、復職にあたり新たな技能を身に付けることが必要となった場合の訓練や、在職している方の職業技能のレベルアップを図るための訓練があります。

※職業に就くための訓練は、原則 1 年間です。

<問い合わせ先>

国立職業リハビリテーションセンター（☎04-2995-1201）へお問い合わせください。

15. 権利擁護について

(1) 成年後見制度

<概要>

知的障がい・精神障がい等によって、判断能力が不十分な方々に対し、本人の権利を守る援助者を選任することで、支援を行う制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）には、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約した場合には、その契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限が与えられます。成年後見人等はこれらの権限をもって、本人の生活状況に応じて保護や支援を行います。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(2) 成年後見制度利用支援事業

<概要>

別ページ（99 ページ）を参照してください。

(3) 障害者虐待防止法に基づく取組み

<概要>

平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行されました。この法律は、障がいを持つすべての方々が尊厳を保ち、安心して暮らしていける環境づくりを目的としており、障がいのある方への虐待を禁止しています。

（障がい者虐待の例）

- ①身体的虐待（殴る、蹴る、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める など）
- ②性的虐待（性的暴力、性的行為の強要 など）
- ③心理的虐待（怒鳴る、ののしる、差別的な扱いをして自尊心を傷つける など）
- ④放棄・放置（食事を与えない、治療や衛生管理を怠る など）
- ⑤経済的虐待（障害年金を渡さない、預貯金を勝手に使用する など）

芝山町では、福祉保健課・福祉係内に「芝山町障害者虐待防止センター」を設置しておりますので、障がい者虐待について、情報をお持ちの方は、ご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

芝山町障害者虐待防止センター		
窓口	受付時間	電話番号
福祉保健課・福祉係	平日 8：30～17：15	☎0479-77-3914

(4)障害者差別解消法に基づく取組み

<概要>

障害のある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して制定された法律が「障害者差別解消法」です。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

①「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件を付けることなど禁止されます。

②「合理的配慮の提供」とは

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

<問い合わせ先>

(障害者差別解消法に基づく相談窓口)

福祉保健課・福祉係(☎0479-77-3914)までお問い合わせください。

(障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく相談窓口)

山武健康福祉センター・山武圏域広域円門指導員(☎0475-54-3556)

千葉県障害者福祉推進課(☎043-223-1020)へお問い合わせください。

(5)福祉サービスにかかる苦情解決

<概要>

利用している障がい福祉サービスについて、疑問や苦情がある場合は、まずそのサービス事業者が設置している苦情解決担当者にご相談ください。

事業者に直接苦情を言いにくい場合、あるいはどこに苦情を言ったらよいのか分からない時など、利用者等からの相談に対応するため、千葉県社会福祉協議会に千葉県運営適正化委員会を設置しています。

<問い合わせ先>

千葉県運営適正化委員会(☎043-246-0294)へお問い合わせください。

1 6 . 防災について

(1)芝山町避難行動要支援者名簿

<概要>

災害時等に自力で避難することが難しい方の名簿を作成し、平常時より避難支援等関係者に提供しておくことで、有事の際の避難支援を円滑化するための制度です。

<対象>

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの方
- ②療育手帳㉠・㉠-1・㉠-2・A-1・A-2 をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方
- ④70 歳以上のみの世帯に属する方
- ⑤要介護認定 3 以上を受けている方
- ⑥その他、支援を必要とする方

<登録する情報内容>

氏名・住所・生年月日・緊急連絡先等の避難支援時に必要とする情報です。

<避難支援等関係者（提供先一覧）>

- ・芝山町民生委員児童委員協議会
- ・自治会等地域団体（区長）
- ・芝山町社会福祉協議会
- ・芝山町消防団
- ・自主防災組織
- ・山武警察署
- ・山武郡市広域行政組合

<その他>

- ・名簿への登録は、災害時等の避難支援をお約束するものではありません。
- ・登録時には、前もって対象者様に通知を送付しております。この際、平常時においてご自身の情報を、町役場を除く避難支援等関係者に提供するのを拒否することができます。これは登録通知に同封する「名簿情報提供拒否届出書」を町へ提出することにより適用し、当該書類の提出の無い場合は、名簿への登録と関係機関への提供にご同意いただけたものとして取扱います。

<問い合わせ先>

福祉保健課・福祉係（☎0479-77-3914）までお問合せください。

(2)Net119 緊急通報システム

<概要>

Net119 緊急通報システムは、聴覚・音声・言語等の機能の障がいにより、音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用し、円滑に消防への通報を行うことができるシステムです。

<対象>

聴覚又は音声・言語機能等の障がいにより、電話での音声による 119 番通報が困難な方
※利用するには、事前に利用登録が必要です。

<その他>

- ・登録料は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金をご本人負担となります。
- ・通報を行う為には、スマートフォン等の GPS 機能をオンに設定する必要があります。

<問い合わせ先>

山武郡市広域行政組合消防本部（☎0475-55-0119）へお問い合わせください。

(3)芝山町情報メール

<概要>

ご登録いただいた方に、安全で安心な生活を送るための防災防犯情報や、町からのお知らせなどを配信しております。

<対象>

芝山町情報メールにご登録いただいた方



QRコードを読み取れない方は
t-shibayama@sg-m.jp
に空メールを送信してください。

<配信内容>

- ①防災防犯情報（災害情報・避難情報・気象情報・不審者不明者情報・悪質商法、詐欺情報 等）
- ②町からの情報（町政に関する情報、その他イベント情報 等）

<ちば消防共同指令センター「災害案内メール」について>

上記のとおり、「芝山町情報メール」の配信内容に火災情報は含まれておりません。火災情報の配信をご希望の場合は、ちば消防共同指令センターが配信する「災害案内メール」をご利用ください。下記 URL から登録することができます。

<https://fire.mail-dpt.jp/sanbu/>



<問い合わせ先>

総務課・自治振興係（☎0479-77-3903）までお問い合わせください。

17. 生活訓練等について

(1) 身体障害者生活行動訓練

対象者	身体障がい者
概要	各種講習会、訓練等を組織的に行うことにより、在宅の身体障がいをお持ちの方の福祉の増進を図ります。
訓練内容	・スポーツレクリエーション講習会 ・キャンプ訓練 ・福祉講座
問い合わせ先	千葉県身体障害者福祉協会（☎043-245-1746）

(2) 中途視覚障がい者自立更生支援事業

対象者	中途視覚障がい者
概要	病気や事故等による視力の著しい低下で生活に支障を負った方の自立を援助し、社会参加の促進を図り、生活訓練を実施します。 <利用の流れ（例）> ①町・福祉保健課に訓練申込書を提出 ②町・福祉保健課による調査書内容の聞き取り ③千葉県による審査 ※面談を行う場合があります。 ④町・福祉保健課から申請者へ訓練実施決定通知書が交付 ⑤訓練の実施 <訓練費用> 無料 ※本人に係る訓練中の諸経費は実費負担となります。
訓練内容	・歩行訓練 ・コミュニケーション訓練（点字・パソコン） ・日常生活動作訓練（身辺管理・家事管理） など
問い合わせ先	（申請手続きについて） 町・福祉保健課（☎0479-77-3914） （審査結果について） 千葉県障害者福祉推進課（☎043-223-2340） （訓練内容について） 千葉県視覚障害者福祉協会（☎043-421-5199）

(3) 視覚障がい者生活向上支援事業

対象者	視覚障がい者
概要	視覚に障がいをお持ちの方が生きがいをもって生活できるよう、更生援護相談や教養・文化講座などを開催し、生活の質の向上を図ります。
問い合わせ先	千葉県視覚障害者福祉協会（☎043-421-5199）

(4) 視覚障がい者社会生活訓練教室開催事業

対象者	主として全盲の方
概要	視覚に障がいをお持ちの方に対し、日常生活上必要とされる諸能力についての訓練指導等を行い、日常生活能力の改善を図ります。また、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場所を提供することにより、福祉の増進を図ります。
訓練内容	<盲婦人向け> 家事の基本に関すること、美容又は身だしなみに関すること など <盲青年向け> 生活設計に関すること、芸術・文化・スポーツに関すること など
問い合わせ先	千葉県視覚障害者福祉協会（☎043-421-5199）

(5) 障がい者 IT 支援事業

対象者	視覚障がい者
概要	パソコンの起動、文書の入力、メールの送受信、インターネットの使用方法等の初歩的な操作方法から始めて、ワープロソフト、表計算ソフトの使用法等、パソコンの基本的な操作方を指導しています。
問い合わせ先	千葉県視覚障害者福祉協会（☎043-421-5199）

(6) 音声機能障がい者発声訓練

対象者	疾病により咽頭を摘出した、音声機能に障がいをお持ちの方
概要	咽頭摘出により声を失った方に対して発声訓練を行い、再び発声ができるように音声機能障がい者発声講習会を開催します。
問い合わせ先	京葉喉友会（☎047-1592-163）

(7) オストメイト社会適応訓練

対象者	オストメイト（人工肛門・人口膀胱保有者）
概要	装具等の使用について正しい知識を身につけるための講習会を開催します。また、生活上の基本的事項について相談に応じます。
問い合わせ先	日本オストミー協会千葉県支部（☎043-309-7571）

18. 障がい関連団体について

(1) 芝山町身体障害者福祉会

<概要>

身体に障がいをお持ちの方及びそのご家族の集まりです。お互いに助け合い、身体障がい者の自立と福祉向上を目指します

<問い合わせ先>

芝山町身体障害者福祉会事務局（福祉保健課・福祉係内 ☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(2) 芝山町手をつなぐ親の会

<概要>

障がいを持った方の保護者の集まりです。会報作成・イベント出店等の行事や、情報交換を通して会員同士の相互扶助・理解を図ります。

<問い合わせ先>

芝山町手をつなぐ親の会事務局（福祉保健課・福祉係内 ☎0479-77-3914）までお問い合わせください。

(3) 山武郡市精神障害者家族会（のぞみ会）

<概要>

山武郡市に居住する精神障がい者の家族及び山武郡市の精神・神経科医療施設等を利用する精神障がい者の家族の会です。

<問い合わせ先>

山武郡市精神障害者家族会事務局（沼袋愛子方 ☎0475-88-3167）へお問い合わせください。

(4) 民生委員・児童委員

<概要>

高齢者や心身に障がいのある方、生活に困窮している人などの身近な相談相手となって、必要な助言や支援を行っています。

<問い合わせ先>

芝山町民生委員・児童委員協議会事務局（福祉保健課・福祉係内 ☎0479-77-3914）までお問合せください。

(5)身体障害者相談員・知的障害者相談員

<概要>

障がいを持った方やそのご家族等からの相談に応じ、助言等をしています。

<問い合わせ先>

種別	氏名	連絡先
身体障害者相談員	栗原 裕次	0479-77-2286
知的障害者相談員	荒井 尚美	090-3515-4613

(6)千葉県障がい者スポーツ協会

<概要>

障がいのある方がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上、精神面での充足を図ることなどを目的とし「千葉県障害者スポーツ大会」等、障がい者スポーツの祭典を開催しています。

<問い合わせ先>

千葉県障がい者スポーツ協会事務局（☎043-253-6111）へお問い合わせください。

「町民憲章」

ふるさと芝山は、古代からの歴史と文化、そして美しい自然に彩られ、国際空港都市の中庭をめざして躍動しています。

私たちは、創意と努力によって、永遠に栄え、明るく豊かなまちをつくるため、ここに町民憲章を定めます。

制定 昭和 60 年 10 月 31 日

1. 人と自然を愛し、明るい顔と心の通った国際的なまちにしよう。
1. 調和のとれた環境をととのえ、広く展開するまちにしよう。
1. 勤労と貢献を尊び、活力にみちた重量感あるまちにしよう。
1. 文化が鼓動し、心ふれあうぬくもりのあるまちにしよう。
1. 生きがいと安らぎのある豊かで健やかなまちにしよう。

《発行者情報》

〒289-1692 芝山町小池 992 番地
芝山町 福祉保健課福祉係
TEL 0479-77-3914
FAX 0479-77-0871
MAIL fukushi@town.shibayama.lg.jp

本しおりに記載した情報の一部は、町ホームページ（<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000004551.html>）からもご確認いただけます。

